

平成28年3月11日

◎弘田委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。（9時58分開会）

御報告いたします。

武石委員から、所用のため少しおくれる旨の届け出があっております。

本日からの委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

《林業振興・環境部》

◎弘田委員長 それでは、林業振興・環境部について行います。

議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎大野林業振興・環境部長 まず、説明に先立ちまして、本日、森づくり推進課長の塚本は病気のため出席ができませんので、森づくり推進課に係る説明につきましても、山根副部長が行いますので、御了承願います。

それでは、林業振興・環境部の提出議案及び報告事項につきまして総括的に御説明申し上げます。

まず、平成28年度の当初予算議案から御説明させていただきます。

当初予算議案につきまして、お手元にお配りしております林業振興・環境部の青いインデックスを張りました資料、補足説明資料をごらんください。

1ページ目は、当初予算の総括表でございます。一般会計の合計では140億1,000万円余りで、平成27年度当初予算に比べ1,800万円余りの増、対前年比100.1%となっております。

次に、特別会計として県営林事業では、県営林の適正な管理運営に必要な経費として4億2,000万円余り、対前年度比104.4%となっております。これは県営林における搬出間伐などの事業量の増加によるものでございます。

林業・木材産業改善資金助成事業では、林業者や木材産業者への融資のための経費として、ほぼ前年並みの16億700万円余りを計上してございます。

土地取得事業では、県内の自然環境にすぐれた土地を取得するための調査等の経費として、ほぼ前年並みの135万9,000円を計上しております。

次に、3ページをお願いいたします。

主要事業の体系表でございます。林業分野では来年度からスタートします第3期産業振興計画に合わせまして、大きく5つの柱で整理を行っております。

3ページでは、四角の後の網かけの部分でございますが、原木生産のさらなる拡大、加工体制の強化、流通・販売体制の確立の柱、4ページに入りまして木材需要の拡大、担い

手の育成・確保の5つの柱でそれぞれ記載しております。

なお、事業名の左に四角囲みで新、拡の文字で示したところがございますが、これは新規事業及び拡充事業をそれぞれ示したものでございます。

3ページにお戻りいただいて、まず、原木生産のさらなる拡大の柱の生産性の向上による原木の増産にございます新規事業の木材安定供給推進事業は、国の次世代林業基盤づくり交付金を活用し、原木の安定供給を行うための搬出間伐や路網整備を実施するものでございます。

次に、持続可能な森づくりにあります拡充の優良種苗確保事業は、採種園の整備を行いますとともに、コンテナ苗生産の設備等を支援して、皆伐後の再造林に必要な苗木の確保を進めてまいります。

次の柱の加工体制の強化の高次加工施設の整備では、大断面集成材工場の整備を支援し、付加価値の高い製品の製造に取り組んでまいります。

なお、平成28年度予算がゼロになっておりますのは、27年度補正で前倒し実施することによるもので、予算は括弧書きでお示しをしております。

次の柱の流通・販売体制の確立の販売先の拡大の最後にあります県産材輸出促進事業も、予算年度前倒しになりますが、この事業では海外における販路拡大を図りますため、県内事業者の営業活動や、輸出仕様の製品の開発などを支援してまいります。

次に、4ページをお開きください。

木材需要の拡大の柱にあります新規事業、非住宅建築物木造化促進事業は、店舗や事務所といった低層非住宅建築物の木造化を推進することで、木材需要の拡大を図ってまいります。

次の柱であります、担い手の育成・確保のうち、林業学校の充実強化の林業学校費では、昨年4月に開校した林業学校で、引き続き即戦力となる人材を育成しますとともに、平成30年度の本格開校に向けて、校舎の施設整備などを実施し、研修体制の充実強化を図ってまいります。また、小規模林業の推進にあります小規模林業推進事業では、市町村と連携して、小規模林業の促進や、副業型林家の育成研修などに取り組み、担い手の裾野の拡大を図ってまいります。

同じく、4ページの下には新エネルギービジョンに基づきますエネルギー分野を整理しております。

また、5ページの環境分野では、今年度末に策定を予定しております、第4次環境基本計画に基づき、3つの柱で整理させていただいております。すなわち、地球温暖化対策に取り組む低炭素社会づくり、環境への負荷の少ない環境型社会づくり、自然環境の保全に取り組む自然共生社会づくりの3つの柱でございます。

ページの下のほうにございます牧野植物園管理運営では、牧野植物園の魅力アップに向

けた、次期基本計画の策定にも取り組むこととしております。

次に、6ページをお願いいたします。

27年度の一般会計及び特別会計の補正予算議案について御説明いたします。

増額分のうち、主なものとしたしましては、森林整備加速化・林業再生基金の復興関連予算に係るもので、途中で用途が制限されましたため執行残額を国に返還するものが3億2,000万円余り、大断面集成材の工場の整備を支援するものが2億3,000万円余りを予算計上しております。また、減額につきましては、各事業における補助金や委託料などの執行残につきまして、減額を行うようにしております。これらのことから、一般会計では11億4,000万円余りの減額の補正をお願いしておりますが、金額の大きな理由は、治山事業などの公共事業において、国の内示差が生じたためでございます。

また、県営林事業特別会計では、台風等による下方道復旧の工事の影響により、間伐事業の一部が中止になったことなどに伴い、9,700万円余りの減額補正をお願いしております。あわせて、山地治山事業などの債務負担行為の予算や、公共事業、災害復旧事業などによります繰越明許費もお願いしております。

続きまして、報告事項が6件ございます。1件目は、第3期産業振興計画（案）の産業成長戦略（林業分野）についてでございます。2件目は、高知県環境基本計画第4次計画についてでございます。3件目は、高知県新エネルギービジョンの改定についてでございます。4件目は、太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの策定についてでございます。そして、5件目に第4期高知県廃棄物処理計画について御報告させていただきます。加えまして、6件目といたしまして急遽報告すべき事項として、安芸市矢ノ丸の土壌から検出されたヒ素について報告させていただきます。

最後に、林業振興・環境部が所管します審議会の審議経過につきまして、御報告いたします。

お手元資料の平成27年度各種審議会の審議経過等についてごらんください。

赤いインデックス、審議経過と書かれたものでございます。こちらの表にございますように、それぞれ審議会を開催しております。

以上、総括的に御説明いたしましたが、詳細はそれぞれの担当課長から御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

◎弘田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈林業環境政策課〉

◎弘田委員長 まず、林業環境政策課の説明を求めます。

◎上岡林業環境政策課長 林業環境政策課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、当課の議案につきまして御説明いたします。

まず、平成28年度の当初予算案についてです。

資料No.②の当初予算の議案説明書383ページをお開きください。

図の予算総括表の一番上にございます林業環境政策課の欄をごらんください。

当課の平成28年度当初予算の総額は17億3,200万円余りで、ほぼ前年度並みの予算規模となっております。

次に、385ページをごらんください。

歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、8 使用料及び手数料は、森林技術センターで行う試験の手数料が主なものです。

中ほどにあります、9 国庫支出金は、職員の人件費の一部に充当しています、林業普及指導事業交付金と森林・山村多面的機能発揮対策のための交付金です。

10の財産収入は、森林整備加速化・林業再生基金の利子収入が主なものです。

次に、386ページをごらんください。

12繰入金は、林業環境保全基金と森林整備加速化・林業再生基金からの繰入金を計上しております。

14の諸収入は、森林技術センターが行います、試験研究の受託事業収入です。

15の県債は、甬喜ヶ峰森林公園のトイレ改築のための設計費に充当するものです。

続きまして、388ページからの歳出につきまして、右端の説明欄の記載に沿いまして主なものを御説明させていただきます。

まず、389ページの一番上にございます林業政策費のうち、1 人件費は、林業振興・環境部の林業関係職員のうち県費支弁の149人分に係る人件費を計上しております。

次の2 森林諸費と、中ほどにございます3 企画調整費は、部内の調整事務などに要する経費です。

4 木の文化県構想推進事業費は、木の文化県高知にふさわしい木造建築物などを表彰する木の文化賞に要する経費のほか、森林保全ボランティア活動を行います方を対象とした、安全研修を委託して実施する経費などを計上しております。

次に、390ページをお開きください。

5 森林公園等管理運営費は、県立の甬喜ヶ峰森林公園と森林研修センター情報交流館の管理運営に要する経費などです。

このうち、設備改修工事設計委託料は、老朽化したトイレの改築工事の設計業務を委託するものです。

次に、6 県民参加の森づくり推進費は、森林環境税を活用した事業に要する経費です。

まず、森林環境税情報誌作成等委託料は、森林環境税を活用したさまざまな取り組みや、森林に関する情報などを県民の皆様に関わりやすく伝え、森林に対する理解や関心を深めていただくことを目的に、年2回情報誌を作成し、小中学校や市町村などへ配布しております。

次のパンフレット等作成委託料は、森林学習の普及啓発を目的に、対象者を絞ってパンフレットを作成し、広報を行っております。

こうち山の日県民参加支援事業委託料は、幅広く県民からの参加を募って行う森林保全ボランティア活動の支援業務を、こうち山の日ボランティアネットワークに委託するものです。

インターネットホームページ保守管理委託料は、多くの県民の皆様に森林ボランティア活動に参加いただけますよう、県内で実施されるボランティア活動や、イベント情報を提供するためのホームページの保守管理を委託するものです。

次の座談会等開催委託料と森林環境税アンケート実施委託料は、現在の森林環境税の課税期間が、平成29年度末で終了いたしますことから、平成30年度以降の森林環境税のあり方を検討するに当たりまして、県民や事業者の皆様から御意見をお聞きするための座談会等の開催や、アンケートの実施を委託するものです。

次のこうち山の日推進事業費補助金は、こうち山の日に関する普及啓発や、森林保全活動などの取り組み、学校での出前授業などを行う団体に対しまして、公益社団法人高知県森と緑の会を通じまして補助を行っておるものです。

391ページに参りまして、山の学習支援事業費補助金は、総合的な学習の時間を利用して、森林環境教育を実施する小中学校などの取り組みに対し、助成を行うものです。

8の森林整備加速化・林業再生基金積立金は、基金の運用利子相当分を積み立てるものです。この基金は、国からの交付金を受けて、平成21年度に創設したものです。これまで交付を受けた約122億円余りを活用いたしまして、間伐など森林整備や、木材加工施設、木質バイオマス発電施設などの整備を行ってまいりました。

次に、林業試験研究費についてです。

1の森林技術センター管理運営費は、事務所の清掃や警備などの委託、センター敷地内の除草や植木の剪定などの施設維持管理の委託、また試験機器の保守点検の委託などに要する経費です。

2の林業試験研究費は、森林技術センターで行います試験研究に要する経費で、産業振興計画の推進に資する研究を中心に、民間企業などと連携しながら積極的に取り組むこととしております。

次に、392ページをお願いいたします。

環境政策費の1環境企画費は、高知県環境審議会の開催や、環境白書の発行などを行う経費です。

2の協働の森づくり事業は、企業からの協賛金をもとに、荒廃した森林の整備や、企業と地域との交流活動を推進していくための経費です。

このうち、CO₂吸収認証制度運営委託料は、協働の森づくり事業で整備しました森林

のCO₂吸収量を認証し、協賛いただきました企業に吸収証書を交付しようとするものです。

次に、フォーラム開催等委託料です。毎年協賛企業や市町村など関係市町が参加して、環境などをテーマに講演や事例発表などを行うフォーラムを開催しておりますが、平成28年度は、記念の第10回大会として、その開催業務を委託するものです。

次に、394ページをお開きください。

債務負担行為についてです。これは先ほど御説明いたしました森林環境税を活用した取り組みや、森林に関する情報誌の作成、配布業務の委託に要する経費です。毎年、委託業者をプロポーザル方式で選定していますが、応募者が少ない状況が続いていますことから、業務の委託期間を2年に延長して、少しでも応募しやすい条件とするため、今回債務負担行為をお願いするものです。

なお、当該業務につきましては、森林環境税を財源といたしますので、債務負担行為の期間は、現在の森林環境税が終了する平成29年度までの2年間としております。

当初予算につきましては以上です。

続きまして、平成27年度の補正予算案につきまして御説明をいたします。

資料No.④の補正予算の議案説明書の215ページをお開きください。

図の補正予算総括表の一番上にございますが、林業環境政策課の補正額は4億2,300万円余りの増額となっております。具体的な内容につきましては217ページをお願いいたします。

資料の右端にあります説明欄の1人件費の一般職給与費は、林業関係職員の人件費のうち事業課で計上しております公共事業により、充当する事業費支弁の人件費が国との調整により減額となることから、当課で計上している事業費支弁以外の人件費へ振りかえをする必要があり、予算が不足する見込みとなっておりますことから、増額をお願いするものです。

次の市町村派遣職員費負担金は、当部の林業分野での人事交流で、宿毛市から派遣いただいております職員の人件費に係る負担金です。

次に、2 森林諸費の国庫支出金精算返納金についてです。平成23年度に国の震災復興関連予算として交付を受けて、森林整備加速化・林業再生基金に積み立てた52億円につきまして、平成25年7月に国がその用途を被災地に対する事業に限定する取り扱いとし、その時点で、県において既に執行済み、または予算化して執行済みと認められる事業に要する費用以外については返還するよう指示があったことから、平成25年度に約7億円を国に返還しております。今回、補正でお願いいたします国庫支出金精算返納金は、この平成25年度時点で執行済み、または執行済みと認められた事業について、その後、入札や一部事業の中止などを理由に発生した執行残額を国に返還するものが主なものとなっております。

3 森林環境保全基金積立金につきましては、平成27年度の税収額が当初予算額を上回る見込みとなったため増額するものです。

最後に、4 森林整備加速化・林業再生基金は、平成25年度から26年度に繰り越して実施した事業の執行残について基金に積み戻しを行うものです。

以上で林業環境政策課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈森づくり推進課〉

◎弘田委員長 次に、森づくり推進課の説明を求めます。

◎山根林業振興・環境部副部長 まず、平成28年度当初予算について御説明させていただきます。

資料No.②議案説明書（当初予算）の383ページをお開きください。

林業振興・環境部予算総括表です。平成28年度の森づくり推進課の予算案の総額は13億7,867万2,000円で、対前年度比136%となっています。

次に、歳入につきまして主なものを御説明いたします。

395ページをお開きください。

まず、9 国庫支出金の2 国庫補助金ですが、その内訳は右端の説明欄に記載しています。

一番上の森林環境保全整備事業費補助金は、森林整備公社が森林の整備を行うための事業に充てております。

3 番目の林業振興地方公共団体事業費補助金は、林業学校の基礎課程の研修生が安心して研修できるよう、国の給付金を活用するものです。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。

397ページをお開きください。

右端の説明欄をごらんください。

1 の森林整備公社助成事業費の上から3つ目の森林整備公社造林事業費補助金ですが、これは、公社が公社営林の整備を行うために、国庫補助事業の導入による除間伐や、作業道の開設等の実施に対して助成するものです。

その下の、森林整備公社利子助成補助金は、日本政策金融公庫から調達した造林に要した資金の利払いについて、公社の経営を支援するために助成するものです。

続きまして、398ページをお開きください。

上から2つ目の森林整備公社貸付金は、日本政策金融公庫からの借入金の返還及び、公社経営に必要な資金を貸し付けるものです。

4の森林研修センター研修館管理運営費の管理運営委託料ですが、これは香美市にございます、森林研修センター研修館の指定管理者である高知県山村林業振興基金が行う管理運営に要する経費です。

次に、5人づくり推進事業費ですが、399ページをごらんください。

2番目の林業体験ツアー実施委託料は、県が進めております移住促進の取り組みと連携して、実施する小規模林業の現場などの林業体験ツアーの開催業務を委託するものです。

5番目の林業労働力確保支援センター事業費補助金は、林業労働力確保支援センターが行う就業者の確保のための情報収集や、高校生などへのPR活動、林業技術者を対象とした技能講習などに助成するものです。

その4つ下、小規模林業総合支援事業費補助金、それと6の林業学校費につきましては、別添の資料で説明させていただきます。

補足説明資料、ホッチキスどめのほうをごらんいただけますでしょうか。補足説明資料の赤いインデックスを張りました森づくり推進課のインデックスでございますけれど、7ページになります。

小規模林業推進事業費と書いてございますけれども、小規模林業の推進につきましては、左上の現状に記載しておりますとおり、昨年1月に小規模林業推進協議会を設立し、各種支援を行っております。一方で、会員の皆様方からは施業地の確保が課題であること、また、市町村との連携が必要だというふうな御指摘をいただいているところです。そのため、次年度は支援内容を拡充しまして、市町村との連携による事業をスタートさせたいと考えております。事業内容につきましては、左下の新規の2番目でございますけれども、2と書いておりますところをごらんください。

この事業は、市町村が小規模林業の新規参入者やNPO団体などに対して、技術研修や施業地の集約化に要する経費を支援する場合に、県が経費の一部を助成するもので、2つ事業がございます。1つは、①の副業型林家育成支援事業で、OJT研修への助成事業でございます。もう一つは②の林地集約化支援事業で、施業地を確保するために小規模林業の新規参入者や、NPO団体等が取り組む林地集約化に助成するものです。

さらに林業学校について、補足説明資料の8ページで御説明いたします。林業学校について御説明いたします。

林業学校には、上の枠囲いに記載しておりますとおり、3つの課程を設置することにしておりまして、林業活動を実践していく方の知識や技術のスキルアップを図るための短期課程と、真ん中の実践的な技術や知識を持ち、即戦力となる人材を育成する基礎課程、これにつきましては昨年9月から開校し、高度で専門的な能力を持つ人材を育成するための専攻課程につきましては、平成30年4月の開校を目指して準備を進めているところでございます。

また、30年度の本格開校に向けまして、校舎などの施設整備も進めておりまして、左下の枠囲いに記載しておりますとおり、香美市にごございます森林総合センターを、建設予定地としておりまして、ここにCLTを利用した木造工法の校舎と、雨天時でも技能研修が実施できる大型実習棟を建設することにしております。スケジュールにつきましては、右下に記載しております、林業学校校舎につきましては、来年の9月の完成、また、大型実習棟につきましては、平成30年1月の完成を目指しております。

施設整備などの林業学校に係る予算につきましては、左下の枠囲いに記載しておりますとおり、設計委託料、それから校舎建設のための工事請負費、あわせて本年度から開校しております基礎課程や、短期課程の運営に係る委託料、また安心して研修に専念できるよう基礎課程の研修生を対象とした給付金などを予算化しております。

もとの資料にお戻りいただきたいと思っております。資料No.2の議案説明書400ページをお開きください。

8の森林計画事業費です。下から3つ目の森林情報管理システム改修委託料は森林GISの機能を強化するもので、森林情報のデータを効率的かつ効果的に活用するため、データ精度の向上や作業の効率化、迅速化を進めるものです。

401ページをごらんください。

9の森林整備地域活動支援事業費の森林整備地域活動支援交付金は、森林経営計画の作成のために必要な森林調査、間伐等森林施業の集約化に必要な情報の収集、合意形成活動などへの支援を通じて適正な森林整備を促進しようとするものです。

10の森林管理適正化支援事業費の森林境界明確化促進事業費補助金は、路網の整備を予定している森林を対象に、森林組合等が森林の境界を明確化するための活動に対して補助するものです。

最後の12の県営林事業特別会計繰出金は、後ほど御説明いたします県営林事業特別会計を維持するために、一般会計から所要の資金を繰り出すものです。

402ページをお開きください。

債務負担行為でございますが、林業学校整備事業費は、先ほど林業学校で御説明いたしましたとおり、校舎の整備が年度をまたいで工期を要することから、債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、県営林事業特別会計について御説明いたします。

807ページをお開きください。

歳入は、収入間伐等に伴います財産売却収入、一般会計からの繰入金等でございます。

808ページをお開きください。

歳出の主な事業について御説明いたします。

科目欄の上から3つ目の造林費の説明欄右側をごらんください。

1 県営林造林事業費の事業実施委託料ですが、これは県営林事業のうち、境界管理や現地調査などを森林整備公社へ委託して実施するものです。

その下の2 収穫事業費の説明欄の1 立木処分費ですが、2つ目の立木処分地主分配金は、県行造林の公売等に伴う地主への分配金です。

809ページをお開きください。

3 事業管理費の説明欄1 事業管理費のうち、4番目に記載しております県営林整備事業費負担金は、県営林を活用したプロポーザル方式による間伐等の森林整備に係る負担金でございます。

それから、2 地方債元利償還金ですが、県営林整備のために地方公共団体金融機構から借り入れた元利償還金と、県行造林における分収契約の満了に伴い、借入金の繰上償還を実施するものです。

続きまして、債務負担行為の御説明をさせていただきます。

811ページをごらんください。

当該年度提出に係る分につきましては、県営林を活用したプロポーザル方式で行う森林整備事業を6カ年計画で行うことから、平成28年度から33年度までの債務負担行為をお願いするものです。

以上が当初予算の主なものでございます。

続きまして、27年度の補正予算について御説明いたします。

資料No.④議案説明書（補正予算）の219ページをお開きください。

歳入の補正につきましては、支出に連動して歳入が変動したものです。

次に、歳出について御説明いたします。

220ページをお開きください。

右端の説明の欄をごらんください。

1 の人づくり推進事業費の林業労働力確保支援センター事業費補助金の減は、労働安全衛生規則の一部改正で義務づけられました、高性能林業機械の運転業務に係る特別教育研修の学科と実技研修について、国の取り扱いの変更で実技研修が省略できることとなったことなどによりまして、当初計画を下回りました。

次に、2 の林業学校費ですが、2つ目の林業学校研修業務等委託料につきましては、地方創生加速化交付金を活用して、平成28年度の林業学校の研修業務を委託しようとするものでございます。

続きまして、3 の森林整備地域活動支援事業費の森林整備地域活動支援交付金の減につきましては、国の採択基準の変更によりまして、境界測量が交付対象外となったことや、交付単価の変更があったことなどの理由から計画面積が縮小し、交付金が減少したものでございます。

続きまして、繰越明許費の御説明をさせていただきます。

222ページをお開きください。

森林整備公社助成事業費の繰り越しでございます。これは森林整備公社が国の補助事業を活用し、利用間伐や作業道開設などを行うものですが、事業実施に必要な土地所有者との協議に日時を要したことによりまして、事業が年度内に完了できない箇所を繰り越すものでございます。

次に、林業学校費の繰り越しでございます。先ほど補正予算で御説明させていただきましたとおり、林業学校研修業務等委託料の財源として国の交付金を活用することなどから繰り越しをお願いするものです。

続きまして、県営林事業特別会計を御説明いたします。

435ページをお開きください。

歳入につきまして御説明いたします。

上から3つ目の財産収入の減は、県行造林におきまして土地所有者の同意が得られなかったことなどによりまして、立木販売の公売を中止したことや、県営林整備事業におきまして、26年の台風災害による下方道復旧工事の影響で、今年度に予定していた事業を実施できなかったことによる財産売払収入の減によるものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

436ページをお開きください。

上から3つ目の1造林事業費の説明欄にあります、1県営林造林事業費の事業実施委託料は、立木評価を行う調査対象箇所が減りまして委託料を減額するものでございます。

その下の2収穫事業費の説明欄にございます立木処分地主分配金は、予定いたしておりました県行造林の公売による立木販売を中止しましたことから、計画量を下回ったことによる減でございます。

437ページをごらんください。

3事業管理費の説明欄の一番上の県営林整備事業費負担金は、26年の台風災害によりまして、今年度に計画していた事業が実施できなかったことによりまして負担金の減額でございます。

3つ目の事業費の減は、間伐材等の県森連木材共販所への出材量が、当初見込みを下回り、販売手数料などの支出が減となったことによるものでございます。

地方債元利償還金につきましては、繰上償還を予定いたしておりました県行造林の公売を行わなかったことから、計画を下回ったものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたします。

438ページをお開きください。

県営林整備事業負担金は、先ほども御説明いたしましたとおり、平成26年度の台風災害

により協定期間が満了する27年度の事業が実施できなかったため、28年度末まで事業期間を延長するものです。

森づくり推進課は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎浜田（豪）委員 補足説明の小規模林業推進事業費ですが、この小規模というのはいわゆる自伐林家等のことでしょうか。

◎山根林業振興・環境部副部長 自伐林家の方もいらっしゃいますし、この協議会に入っただけの方にはひとり親方の方も、森林ボランティアの方もいらっしゃいまして、割と幅広く会の趣旨に同意していただければ入れる形になってございます。

◎浜田（豪）委員 その中で、アドバイザー派遣というのがありますが、このアドバイザーというのは具体的にどのような方のこと。

◎山根林業振興・環境部副部長 アドバイザー派遣につきましては、初心者の方も含めまして間伐木の選木の仕方、作業道の開設の方法、それと技術的な指導を行うアドバイザーでございます。

◎浜田（豪）委員 現状でやられている自伐林家の方のアドバイザーの資格というか、どのような人がアドバイスするのか。

◎山根林業振興・環境部副部長 実際に、例えば徳島県でかなり自伐林業を積極的になさっている方を、先生として迎えたいという呼ぶ側の方の要望を受けて、そういったスキルの高い方に入らせていただいております。

◎浜田（豪）委員 その自伐林家の私の知識では、基本的には山を持っている方が自分で自分の山を切り開くイメージを私は捉えていまして、その中で、移住者の方が、要は山を持っていない、Uターン、Iターンとかで来られた方の課題の一つの施業地の確保について、具体的に県として県外から移住で林業、自伐でやってみたいという方が来たときに、一体どこをやっていくイメージをどう持っていこうとしておられるのか伺いたいと思います。

◎山根林業振興・環境部副部長 今回の予算でお願いしております市町村に間に入らせていただけて、施業地を確保して、実際にその方々は山を持っておられるわけではありませんので、請負といいますか、手間賃をいただくような形になるけれども、そういった市町村の地べたに張りついた方々の力をおかりしながら、事業地を確保できて、ただ、なかなかそれだけの林業の収入では成り立たないでしょうから、副業型といいますか、そういうことになろうかとは思いますが。

◎浜田（豪）委員 自伐林家の方なんか可能性がまだあると思いますので、どうぞ、また御支援をよろしく願いいたします。

◎土居委員 小規模林家が林業を営んで事業をしていくと、なかなか現環境では厳しいも

のがあって、今回の拡充事業は大変ありがたいことだと思うのですが、ここで経済的に大変厳しい中で、副業に当然なる、そういった中で、作業道とかいろんな機械等々使ってやっていく上で、新規事業等を活用したら大変ありがたいと思うんですが、その前提として、集約化があると、そして活用計画が1つ前提になっているわけですが、こういった活用計画の策定の推進といった上で、県としてどういう役割を担って、指導していくのか、どういうサポート的なことをしていくのか、教えていただけたらと思います。

◎山根林業振興・環境部副部長 先ほど予算の中で御説明いたしました中に、森林整備地域活動支援交付金という予算で実際に比較的森林計画、経営計画をつくるという面積は広いけれども、そういったところで集約化のためのノウハウも少し蓄積しているものもございまして、今回こちらの活用計画に至る部分で、それよりも面積の少ない10ヘクタールとか、そういうイメージですけれども、今までの30ヘクタール規模の森林経営計画をつくる取り組みも参考にしながら、市町村と連携を図りながら、10ヘクタール規模の活用計画をつくったらいいのかなと思っております。

◎米田委員 この小規模林業推進協議会は、今何人かということと、持っておられるいわゆる小規模の林家の方、その人数わかりますか。

◎山根林業振興・環境部副部長 協議会のメンバーの数は1月末現在で280名、昨年1月に始まったときが45名でしたので、賛同者は多くなっております。

御質問のもう一つは、さらにその中の自伐林業。

◎米田委員 林家の方よね。

◎山根林業振興・環境部副部長 明確な数字は、今手元にないですけれども。半分はいないと思いますけれども、また後ほど。

◎大野林業振興・環境部長 ちょっと補足をさせていただきます。

内訳については、先ほど副部長が説明したように、幾つかのパターンの人がおるわけで、できれば今年度実態調査をしたいということで、そういう類型別のどういう自伐の方がどれぐらいあって、それから実際山へ入っていくのはどれぐらいかということを少し把握したいと考えています。

◎米田委員 大事なところへ手を差し伸べて今やりゆうわけで、何とか山が生きていけるように非常に大事な手がかりと思うんですけれど、浜田委員も言いよったように、施業地をどうするか、というのも大変だと思うんですね。だから、ここの推進協議会の中で小規模の林家の方、受け手の方、ボランティアの方が、そこでもマッチングがあわせてできれば、当然市町村と協議と書いていますけれど、そういう協議会の役割的なことも持ちゅうかと思うんですけれど、そこら辺はどうですか。

◎大野林業振興・環境部長 まさしくおっしゃるとおり、この協議会、情報共有の場を一つの目的としておりますので、御指摘があったような事業地に関する情報なんかも共有で

きていけたら、より進むんじゃないかなと思っております。

◎**米田委員** この前、うちの団で四万十市の佐田、宮崎さんらがやりゆういわゆる自伐型を視察しました。本人らは所有はしてないけれど、受け手ということと、それだけでは家族で生活できないので、民宿とかいわゆる副業型で、いろんなことをやられていまして、東京からも来られた方もおいでということで、スキルもつけないかんですけれど、そういうことを一緒になってやれる非常にいい場だと、移住の側面からもいい場だと思うんですが、今後どんなに予算を強化していくのか。

◎**大野林業振興・環境部長** 今回予算案でお願いしている中にも、広報紙ですとかPRする形でホームページの設置の経費も入ってございますけれども、そういったメディア的な部分も含め小規模林業協議会の場も、いろいろ事務所レベルでの取り組みを含め、こういう取り組みがあるのを広く知っていただく努力していくことが大事だと思っておりますので、今回、予算でお願いしておりますことも、それ以外も含めていろんな取り組みがあるよというのを広げていけたらなと思っております。

◎**米田委員** そのときには自伐型の林業をされる方が作業道をどうつくるか、非常にプロの知恵をかりんといかんということで、ただその際にも補助を若干出しているのですかね。充実させてもらいたいと、作業道をどうつくるかがある意味命やし、つくることによってあわせて所得にも、収入にもなっちゅうという話があって、ここの小規模林業推進協議会のメンバーからもそういう意見があるかと思うんですけれど、そこら辺のニーズに、どう応えるかという点でお願いします。

◎**山根林業振興・環境部副部長** 先ほどアドバイザー派遣の話もございましたけれども、そういった作業道の作設に関してもつくり方を学びたいというニーズを受けて、そういった方を派遣させていただいておまして、いろいろ学びたいというニーズを常に把握しながら、それに応えられるようにちゃんと対応していきたいと思っておりますし、実際、昨年1月に協議会をつくって以降、28年度予算で協議会の会員の方々から施業地のお話ですとかニーズに応えるような形で予算化をお願いしておりますけれども、引き続き、そういったニーズには情報をとりながら満足していただける、より小規模林業が進む予算化なりを検討していきたいと思っております。

◎**米田委員** ぜひ作業道の支援の充実も含めてなお検討していただきたい、実情を聞いていただくということです。

④で減額申請した220ページの林業労働力確保支援センター事業費補助金1,600万円、当初の予算がなんぼで、これほどたくさんの減額をした要因を。

◎**山根林業振興・環境部副部長** 当初予算としては3,376万円を計画しておりましたが、実績見込みが1,743万6,000円で差額の1,632万4,000円が執行できなかったということでございまして、その理由につきましては、先ほど説明の中で申し上げた1つが、労働安全衛

生規則の中で、会社での高性能林業機械の運転業務に特別教育が必要で、その中で座学と実技があるんですけども、そのうち実技につきましては、6カ月以上林業に従事していた方については、実技教育は省略できる取り扱いに変更されまして、実技の研修の部分の不用が多く出たことが1つ主な理由でございます。

◎米田委員 労働力確保センターは、今後第3期の計画で説明もあると思いますけれど、年間50人の新規の労働力を確保しようとしたときに、ここのセンターはそういうメインの役割を果たす機関なのか、今の体制とか含めて十分な対応ができる状況なのか。

◎山根林業振興・環境部副部長 今後の人材の確保に当たりましては、この労働センターは非常に重要な役割を果たしてまいりますので、その時々に応じて、必要な予算化については検討してまいりたいと思っています。

◎米田委員 スタッフ、体制とかはいいんですか。協力とか、そういうこと、今後50人もつくっていかないかということですけど。

◎大野林業振興・環境部長 労働センターにつきましては、常勤が6名で、講師については随時必要な講師を雇ってくる方式で、林業のみならず建設業で使う重機等についても労働安全衛生規則に沿う形で検証する機関でございますので、林業学校の短期コースと、それから労働センターということで、それぞれ林業者、あるいはそういう事業者のニーズに応じた形で研修を提供するよう、時々の方針に基づいて十分な設備と体制を整えるように毎年の予算で組んでおります。

◎武石委員 小規模林業者の話を見ると、いろんな課題があるなと思ひまして、今回、非常に当初予算できめ細かい予算を組んでいただいているという印象を持ちます。一方で、市町村によつての温度差もあると思うんですね。すごくやる気のある市町村とそうでないところ、そういった温度差に対して県としてどう取り組んでいかれるのかお聞きしたいんですけど。

◎山根林業振興・環境部副部長 今回予算化しております副業型の事業とか、こちらの6市町村分をイメージして予算化してはいますが、まずはそういった一生懸命なところに成功事例をつくっていただいて、それをモデルとしてほかの町村にもついでにきていただけたらと考えてございます。

◎武石委員 わかりました。ぜひそういう成功事例をつくっていただいて、それを県下に広げるようにやっていただければいいと思うんですけど、それとまた、県にはぜひ地域の林業関係のコーディネーターの役割も、市町村も含んでほしいと思うんですね。森林組合との関係とか、いろんなことがあるやにも聞きますので、ぜひ全体像を見渡してその辺のきめ細かいコーディネートもお願いしたいと思います。これは要請です。

それから、労働安全衛生面についても配慮していただいていると思うんですけど、昨年の委員会だったかと思うんですけど、私の友人が自伐林家で、その彼の父親と一緒に

山に入ったところが、父親が転落して瀕死の重傷を負ったということがあったんで、そういった事故の事例を県が把握しているのかなと思って、件数とかを質問したんですけど、どうも私の友人のケースは含まれてなかったようで、ですから、何を言いたいかというと、県が把握できてない事故が結構現場で起こっているんじゃないかというおそれがありますので、そういった面にもぜひとも配慮をいただいて、安全衛生面の指導とか事故防止対策とか、特に新規就労者が入るとなるとなさらだと思うんです。

農業の新規就農とは随分、危険の度合いが違うと思いますので、その辺に向けての御所見をお聞きしたいと思います。

◎山根林業振興・環境部副部長 まさに小規模林業で増産というよりも、まずは安全を確保するというスタンスで取り組んでいきたいと思っておりますし、関係団体の林災防の高知県支部とも、綿密に連絡をとり合って、おっしゃるような災害の状況とかも、逐次把握しながら、小規模林業の協議会でもフィードバックするとか、安全に関しては第一に取り組んでいきたいと思っております。

◎金岡委員 私のところでは御存じと思いますが、協力隊の方が立派な技術者とは言いませんけれども、自分でやりたいというところまで来ています。やはりその中で私もお付き合いして思うのは、協力隊の方々はそのそれぞれの林家で学ぶというところがありまして、今、現役の林家はものすごい方がたくさんいらっしゃいます。その方々の技術を教えていただく形が望ましいのではないかなと思います。今はそれができますので、今の時期を逃すとその技術者はいなくなりますので、今、そういう方々に来ていただけるか、助けていただけるかを1つ模索していかないかなのではないかなと思いますので、そこを御検討願いたいと思っておりますし、そこがどの部分に推進事業の中では入るかということと、もう一点、先ほどからありましたが、ただ単にそれぞれの町村のあっせんといひましても、施業地の確保が極めて難しいんじゃないかと、イメージわかりませんが、例えば町があっせんをして、個人のそれぞれの方々にやってもらうようにするのか、その中に何か1つそういう施業地を請け負う、そういう形の一つの組織が要るのか、そこら辺がどうも曖昧でわかりにくいんですが、どう考えていらっしゃいますか。

◎山根林業振興・環境部副部長 まず1点目の、今高齢の方でスキルのある方に関しましては、先ほど来少し出ておりますアドバイザー派遣の右側のものを使って、学びたい方にも小規模林業の協議会に入っていたいただいた上で、アドバイザー派遣としておっしゃる高齢の方の技術者の方に教えていただくというのが1つあるのではないかなと思いました。

それから、2点目の事業地のあっせんにつきましては、市町村の役場の職員が動くというよりは、実際に地べたをよく御存じなのは森林組合の方かもしれませんし、あるときはその地区の町内会、そういう地区の方々をお願いする形なのか、それは地域地域で違いかもしれませんが、少なくとも地べたに詳しい方を通じて、集約化を進めていくイメ

ージを持っておりますし、実際に市町村の要望を聞いておりますと、その幾つかのやり方で事業地の確保、集約化を進めていこうと考えているようでございます。

◎**金岡委員** まだ具体的には進んでないようなので、あっさり申し上げまして仕事が欲しいというレベルの話があります。どうやったらいいんだろうと具体的に話が出てきていますので、一つの方法として、私も一般質問で取り上げたんですが、例えば集落活動センターとか、いろんな組織がそういう事業を請け負って、あっせんする形が一番望ましいんじゃないかなと思ったんですけども、そういう形を早くつくらないと、1年、2年たち生活できないということになりますと、出ていってしまいます。今、まさにどンドンと協力隊の皆さんとか期限が切れた方が出てきていますので、これからふえていくと思います。しかしながら、仕事をする場所、活躍する場がないとなれば、これはまた離れていきます。この中にはそれが出てきてないので、早く具体的にされるようにひとつお願いしたいと思いますが。

◎**大野林業振興・環境部長** 御指摘の課題について、我々も十分認識しております、この間集落活動センター、特に中山間対策本部の事業として、総括副部長を中心に幾つかの集落活動センターにお話を具体的にお持ちもしておりますが、なかなか、正直言ってうまく進んでないという実情でございます。この間、実は香美の森林組合長さんとお話しする機会があって、部落の主な旧の部落長さんとか、役場のOBとか、その部落のかなめになる人をまず説得をして、その人を中心にお話を持っていけば進むよというアドバイスもいただきましたので、もう一度、委員がおっしゃられた趣旨で集落活動センターをコアにして取り組むことを意図して頑張っていきたいと思っております。

◎**弘田委員長** 質疑を終わります。

〈木材増産推進課〉

◎**弘田委員長** 次に、木材増産推進課の説明を求めます。

◎**櫻井木材増産推進課長** それでは、木材増産推進課の平成28年度当初予算について御説明いたします。

資料②の議案説明書（当初予算）の383ページをお開きください。

平成28年度の木材増産推進課の予算案の総額は、3段目に記載しております23億4,500万円余りで、対前年比145%となっております。これは金額で7億2,000万円余りの増となっておりますけれども、主な理由としては、国の事業である次世代農業基盤づくり交付金を活用した、木材安定供給推進事業を新規で5億6,000万円余りを予算計上しているためでございます。

次に、歳入について主なものを御説明いたします。

403ページをお開きください。

歳入の主なもの、上から8段目の2国庫補助金の15億4,000万円余りで、その内訳は右

の説明欄に記載しております。

一番上の森林環境保全整備事業費補助金は、県の造林事業に充てているものです。

2つ目の森林整備・林業等振興整備交付金は、高性能林業機械などの導入整備及び搬出間伐と、路網整備やコンテナ苗生産施設の整備に充てるものでございます。

1つ飛びまして、4段目の森林病虫害等防除事業費補助金は、松くい虫防除事業での樹幹注入に要する国の補助金でございます。

次に、12番の繰入金ですが、404ページをお開きください。

一番上の森林環境保全基金は、森林環境税による緊急間伐総合支援事業並びに、みどりの環境整備支援事業の間伐事業などに充当するものです。

次の森林整備加速化・林業再生基金は、高性能林業機械の導入に充てております。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

405ページをごらんください。

一番下の4木材増産推進費です。右の説明欄に事業ごとの歳出額を記載しております。

1番目の造林事業費ですが、406ページをお願いいたします。

造林事業費補助金は、国費を活用しまして植栽から下刈り、除伐、間伐やこれらに附帯する作業道の整備などに支援いたします。

2の森林資源再生支援事業費は、伐採跡地への再造林を推進するために、再造林及び、これと一体的に整備する鹿被害防護ネットなどの設置に対しまして、国庫補助事業の造林事業に県単独で22%をかさ上げし、90%を支援するものでございます。あわせて、再造林後に毎年実施しております下刈りについては、低コスト施業となる、隔年下刈りの導入に対しまして、同様のかさ上げ支援により、森林所有者の費用負担の軽減を行うこととしております。

3の木材安定供給推進事業費は、低コストで効率的な木材の生産、供給等を行うために国が拡充しました、次世代林業基盤づくり交付金を活用し、間伐や路網整備に対し支援するものです。

4の緊急間伐総合支援事業費は、国庫補助の対象とならない間伐等がおくれている森林を緊急に整備するために、保育間伐や搬出間伐及び、作業道開設を県の単独で実施するものです。保育間伐については森林環境税を活用しまして、森林の公益的機能を効果的に発揮させるため、水源涵養機能などの公益的機能が低い人工林を整備しております。

なお、この事業は小規模林業者の方々にも多く活用していただいております。

5のみどりの環境整備支援事業費は、森林環境税を活用しまして、3齢級から9齢級までの二酸化炭素吸収効果の高い若齢林の間伐を促進することで、地球温暖化の防止並びに森林の公益的機能を効果的に発揮させようとするものです。この事業は造林事業と併用することによりまして、所有者負担を軽減し、早期に除間伐を進めることを目的としており

ます。

6の優良種苗確保事業費は、造林に必要な優良な苗木を確保するため、県が設定しております採種園からの種子採種や、採種園の維持管理を委託により行っております。

また、コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金は、主伐後の再造林を確実に実施するために、コンテナ苗を低コストで安定的に生産するための施設整備、機械、資材等の整備を支援するものでございます。

407ページをごらんください。

7の森林病虫害等防除事業は、松くい虫など森林病虫害の蔓延を防ぎ、森林の健全な育成を助ける事業で、予防のための薬剤の地上散布や、松の抵抗力を高める薬剤の樹幹注入、それに被害木の伐倒駆除などを実施するものです。

松くい虫防除委託料は、県有林を対象として実施いたします。

次の補助金は、自主的に実施する地区防除や樹幹注入を実施している市町村への補助として、また、松くい虫駆除事業損失補償金は、森林所有者などが知事命令に基づいて防除措置を実施する経費を損失補償として支援いたします。

次の8森の工場活性化対策事業費は、森林を集約化し、計画的で効率的な木材生産システムによる生産性の高い林業を推進する森の工場を整備するための事業でございます。

森の工場活性化対策事業費補助金は、森の工場における林業者の技術向上のため、作業道や、高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの習得と定着を進めるため、間伐材の搬出と作業道開設に支援をしています。

次の高性能林業機械等整備事業費補助金は、森の工場内で効率的な作業システムによる生産性の高い原木生産につなげるため、高性能林業機械の新規導入や作業システム改善のための機械の改良や機械器具の導入、及び高性能林業機械のレンタルについて支援するものです。

次の林内路網アップグレード事業費補助金は、森の工場内の木材搬出を効率的、効果的に行うため、既設作業道などを継続利用に耐えるよう敷き砂利や、コンクリート舗装による路面整備などによりグレードアップするとともに、災害などにより被災した箇所への復旧や、補修などのリカバリーを行い、木材生産が停滞することのないよう支援するものでございます。

次の9番、原木増産推進事業費は、県内の製材工場や木質バイオマス発電施設などへの原木の確保及び、皆伐の推進による原木の安定供給と増産を進めるための事業でございます。

原木増産推進事業費補助金は、原木の安定供給と増産を進めるため、皆伐に必要な作業道整備、それに作業ポイントの整備及び集材架線に対し支援するとともに、森林整備加速化・林業再生資金を活用しまして、木材増産に必要な林業機械の導入支援を行います。ま

た、事業地の確保が困難な民間の林業事業体などに対しまして、県森林組合連合会が行う事業地紹介サービスのモデル的な取り組みを支援することで、皆伐事業地と林業事業体のマッチングを図り、木材増産を進めてまいります。さらに、小規模林業推進協議会の会員が行う原木の生産に必要となるバックホーや林内作業車、トラックなどの小型機械のレンタルに対し補助をすることで、小規模林業を実践する方々の活動を支援いたします。

当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、27年度補正予算について御説明いたします。

お手元の資料の④議案説明書（補正予算）の215ページをお開きください。

予算総括表の上から3番目の木材増産推進課の欄をごらんください。1億1,517万円の減額補正をお願いするものです。

歳入について主なものを御説明いたします。

国庫補助金につきまして、右の説明欄で御説明いたします。

223ページをお願いいたします。

森林環境保全整備事業費補助金は、造林事業費、次の森林整備・保全地方公共団体事業費補助金は優良種苗確保事業費、その次の森林病虫害等防除事業費補助金は、松くい虫防除事業に、さらにその次の森林整備・林業等振興整備交付金は、高性能林業機械の導入に充てるための国の補助金交付金ですが、国の内示差額や入札残金などにより、いずれも減額をお願いするものです。

次に、14の諸収入ですが、既に実施した森林整備に係る補助事業において、風力発電の施設整備の計画により林地転用することになりましたことから、当該箇所に係る補助金を返還していただくものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

224ページをお願いいたします。

右の説明欄により御説明いたします。

1番の造林事業費は、森林資源を生かした林業の成長産業化の実現に向け、木材の安定供給体制の構築や地球温暖化防止対策として、間伐や路網整備などを推進するための造林事業でございますが、県予算と国の内示の差額分について補助金と附帯事務費を減額補正するものでございます。

次の優良種苗確保事業費は、林業用苗木の安定供給に係る出荷調整の補助金が、苗木の残苗が発生しなかったため不用となったことに加え、苗木の安定供給体制の整備に必要な国の補助事業において、国との内示差額分について減額をお願いするものです。

3番目の森林病虫害防除事業費も、同じく国庫補助事業に関連する事業で、県当初予算と国内示の間に差額が生じたため減額をお願いするものでございます。

最後の森の工場活性化対策事業費は、間伐材搬出支援並びに作業道整備に充てている森

の工場活性化対策事業費補助金で、間伐材搬出に係る要望が当初計画よりも少なかったために減額を行うとともに、高性能林業機械等の導入において機種変更をしたことによる不用の発生や入札残金により減額をお願いするものでございます。

補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、繰越明許について御説明いたします。

225ページをごらんください。

木材増産推進費の中の造林事業費につきましては、国が今年度末に実施しました補正予算に係る事業で、間伐や作業道の開設などを効果的に実施するため、翌年度の執行として繰り越しをお願いするものです。

次の森の工場活性化対策事業費は、国の補正予算により繰り越すこととなった造林事業に連動して、かさ上げ支援する事業であることから、こちらも路網の整備や間伐材搬出を効果的に実施するため、翌年度の執行として、繰り越しをお願いするものでございます。

以上で木材増産推進課の説明を終わります。よろしく御願いいたします。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 先ほども申し上げましたが、こちらへ来て林業をやりたいという方々については、間伐にせよ、作業道をつけるにしろ、機械がないわけですね。この方々についてはどうされるのか、どういうものがあるのか。

◎櫻井木材増産推進課長 先ほど説明した中にありましたけれど、自伐林家、小規模の方々が実施する活動のために林業機械と申しましても、木を林内から運び出すとかといった小型の機械、作業道をつくるバックホー、林内作業車、トラック、こういったもののレンタル事業を構えております。事業体が行う森の工場での同じようなレンタル事業が補助率を3分の1に設定しておりますけれども、こちらは、より小さな事業体の林業者の方ということで、補助率の2分の1まで相当分を補助するとともに、レンタル期間も最長6カ月、しかも1日からレンタル可能になっておりますので、きめ細かな対応によりまして事業の推進を支援してまいりたいと考えております。

◎金岡委員 単純に計算してペイできないんじゃないですか。

◎櫻井木材増産推進課長 ペイできるような事例をお聞きしておりますので、そういったやり方も情報として小規模の推進協議会等を通じまして、小規模の林業者の方々にお伝えしていきたいと考えております。

◎金岡委員 要するに、ペイできなければやれませんので、ペイできる仕組みをこの中でつくっていただかなければならないと思うんですが。

◎櫻井木材増産推進課長 ペイできないということは、面積が小さくて、小規模な事業地での活動で、道を抜くにしても機械を借るにしても、やはり効率が落ちると思いますので、周辺で共同で行うような仲間がないかどうか、そういったことは協議会を通じて情

報交換することで情報が集まりますので、やはり集約化を行っていただいて、ある程度まとまった面積で一緒に活動していただくようなことも働きかけを行って努めていきたいと考えております。

◎**金岡委員** ペイできるようまとめてもらわないと、要するに移住者の方にはできないわけですね。ですから、そこの仕組みはきちんとやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎**弘田委員長** ほかにございませんか。

(な し)

◎**弘田委員長** 質疑を終わります。

〈木材産業課〉

◎**弘田委員長** 次に、木材産業課の説明を求めます。

◎**山崎木材産業課長** それでは、木材産業課の予算につきまして、まず当初予算案について御説明させていただきます。

資料の②ですね、当初予算議案説明書の383ページをお開きください。

林業振興・環境部予算総括表の上から4つ目にございます、木材産業課の予算でございますが、前年に比べて39%、金額にして約1億9,600万円増の6億9,135万4,000円となっております。

続きまして、歳入のほうを御説明させていただきます。

同じ資料の409ページをお願いします。

科目欄の一番上、9国庫支出金でございますが、これは国の次世代林業基盤づくり交付金を受け入れるものです。

そして、科目欄4つ目にございます12繰入金のうち4の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計繰入は、特別会計からの繰入金でございます。

次に、2の基金繰入金は、森林整備加速化・林業再生基金からの繰入金を計上しております。

これらを合わせまして下の端にございます、歳入の合計は5億7,281万8,000円となっております。

続きまして、410ページをお願いします。

歳出について、右側の説明欄に沿って主なものを御説明させていただきます。

まず、1の木材産業構造改善事業費でございますが、1つ目の木材統計調査委託料は、県内の製材業者等を対象に、乾燥木材の生産量とか、乾燥施設の設置状況などの実態と動向を委託調査するものでございます。

次の、木造住宅フェア開催委託料でございますが、これは、県産材の利用拡大と、県産の木造住宅の普及推進を目的とする木造住宅フェアの開催経費でございます。

1つ飛ばしまして、木材加工流通施設整備事業費補助金は、原木を樹種や径級別に曲がりとかを選別する選別機の導入とか、選別した木材を出荷するまでにストックしておくストックヤードの増設、それから製材工場で木材を加工するために使用するモルダーの導入などを支援するものでございます。

次の、県産材加工力強化事業費補助金は、県内製材事業者の加工力の維持、及び強化のため、国の補助事業の要件に乗らない機械や施設の更新などに助成をするものでございます。

次の、県産材ブランド化推進事業費補助金は、県内で出荷されるJAS製品に統一したロゴマークを表示することで、生産量、販売量の拡大につなげる事業でございます。

次のページ、411ページをお願いいたします。

2つ目の県産材需要拡大サポート事業委託料は、一般社団法人高知県木材協会に木材の流通販売に関する専属の担当者を2名配置いたしまして、県内の事業者の方が県外で行う販売活動などのサポートを委託するものでございます。

次の、土佐の木の住まい普及推進事業費補助金は、県産材のPRを行っていただける県外の工務店や、設計事務所などを土佐材パートナー企業として登録しまして、県外で高知県産材を使用した住宅等を建築した際に、使用した県産材の量などに応じて助成する費用で、28年度は、新たにコンビニとか社会福祉施設などの建築に土佐材を使用する場合の補助と、需要の拡大が見込まれますリフォームの補助も行うようにしております。

次の、土佐の木販売促進事業費補助金は、県産材の外商拡大を目的に、県内の木材産業関係企業とか、団体で組織しております土佐材流通促進協議会が実施いたします県外消費地での商談会や展示会のほか、県外の工務店や設計士、顧客などを県内産地に招きまして、木材生産や加工の現場を視察していただいて、成約に必要とする取り組みを支援いたします。

次の、販売拡大拠点設置事業費は、関東や東海、関西などの県外消費地に設置しております19カ所の土佐材流通拠点を活用いたしまして、製材品の積みおろしや保管、小口配送の経費を支援して県産材の流通拡大を進めるものでございます。

次の、新しい木材流通拠点整備事業費補助金は、県産製材品の外商のための販売窓口として強化を進めております協同組合高知木材センターの運営や、販売拡大の取り組みを支援するものでございます。

次の、県産材販売促進検証事業費補助金は、これまでの取引のなかった県外事業者に対しまして製材品のサンプル出荷を行いまして、まずは、土佐材の品質と供給能力を見ていただいて、その後の継続した取引につなげることを目的としております。また、平成27年度に開始をいたしました、県内の複数事業者の荷物をまとめて、トレーラーを利用しまして定期的に出荷する支援につきましては、来年度は関東地方に加えまして東海、関西方面

へも拡大したいというふうを考えております。

1つ飛ばしまして、特用林産物生産統計調査業務委託料でございますが、これは中山間地域の振興を図る上で重要な品目でございます特用林産物につきまして、県内の需要や生産に関する情報を収集する業務を委託するものでございます。

次の4地域林業総合支援事業費は、林業活性化のため地域の特色やアイデアを生かした国庫補助の対象にならないような事業について支援をいたします。

次、5の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計繰出金は、一般会計からの繰出金、一般会計から特別会計へ必要な資金を繰り出すものでございます。

次のページ、412ページをお願いいたします。

以上、合計しまして木材産業課一般会計の歳出合計は6億9,135万4,000円となっております。

続きまして、特別会計の説明をさせていただきます。

813ページをお願いいたします。

林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算総括表でございますが、前年より若干減額しまして、総額で16億721万3,000円となっております。

続きまして、814ページをお願いいたします。

歳入でございますが、木材産業課では特別会計といたしまして、林業関係の2つの制度資金を所管しております。1つ目が科目欄の1の林業・木材産業改善資金助成事業で、いわゆる林業改善資金と呼ばれているものでございます。この資金は、林業用の機械とか加工施設の整備などに充てるための無利子の長期資金でございます。歳入額は前年とほぼ同額の1億572万5,000円となっております。

科目欄中段のちょっと下のほうですが、2の木材産業等高度化推進資金助成事業が2つ目の制度資金で、こちらは短期の運転資金でございます。

次に、815ページをお願いします。

歳出について御説明をさせていただきます。

科目欄の3つ目の枠に貸付勘定とございますが、右側の説明欄をごらんください。林業・木材産業改善資金貸付金として、今年度と同額の1億円の枠を設定しております。

次の科目欄の2業務勘定の林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金は、資金を取り扱っていただいております金融機関への助成金でございます。

次の816ページをお願いいたします。

科目欄1の貸付勘定でございますが、右の説明欄で説明します。貸付金として7億5,000万円を計上しております。これを金融機関に預託いたしまして、金融機関で2倍から4倍に融資枠を広げていただきまして、総額21億5,200万円の貸付枠を設定する予定でございます。

それから、科目欄2の業務勘定のうち地方債元利償還金と一般会計繰出金は、金融機関に預託している資金が毎年9月末に償還されてきますので、それを農林漁業信用基金への返済と県の一般会計へ繰り出すものでございます。

次の817ページをお願いいたします。

地方債の調書でございます。木材産業等高度化推進資金助成事業債は、先ほど説明しました農林漁業信用基金からの借り入れのことでございますが、年度ごとに借り入れ、返済額を記載しております。右側の端にあります欄が28年度末の現在高となります。

以上が一般会計及び特別会計の当初予算でございます。

続きまして、補正予算を説明させていただきます。

資料の④補正予算議案説明書の215ページをお願いいたします。

林業振興・環境部補正予算総括表の上から4つ目でございます木材産業課のところですが、総額2億3,652万8,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、226ページです。

歳入でございますが、2つございまして、1つ目は科目欄1の1番目でございます9の国庫支出金で、国の地方創生加速化交付金の受け入れでございます。

もう一つは12繰入金のところ、森林整備加速化・林業再生資金の繰り入れでございます。

2つを合わせまして、総額は1億9,722万7,000円となります。

続きまして、227ページをお願いします。

歳出について右側の説明欄をごらんください。

1の木材産業構造改善事業費は、2億3,500万円余りを増額し、木材加工流通施設整備事業費補助金で集成材の製造施設の整備を予定しております。これにつきましては補足説明資料を添付しております。青いインデックスの林業振興・環境部の赤のインデックスで木材産業課のところ、9ページになりますが、こちらをお願いいたします。

木材加工流通施設整備事業費補助金（高次加工施設整備）について御説明をさせていただきます。

産業振興計画の林業分野におきましては、木材の加工体制の強化を大きな柱の一つとして取り組みを進めてまいりました。左側でございますように、これまでに高知おおとよ製材の操業や県内製材施設の設備投資の支援、また今年度は池川木材工業有限公司のCLT用ラミナ工場の整備などを行っております。

こうした取り組みの結果、右側の表でございますように、製造品出荷額は下がっていましたが、平成25年から増加に転じておるという状況でございます。

しかしながら、これから人口の減少や高齢化などで、木材の主要な需要先でございます住宅着工戸数は減少すると予想されておりますことから、今後は木材を増産するために柱

や床などの1次加工品に手を加えまして、高次加工品と呼ばれます集成材とか合板とか構造用の幅はぎパネルとか繊維板とかCLTなどの高付加価値の製品を製造して新たな需要拡大をする必要がございます。

こうした取り組みを進める中で、南国市双葉台に本社がございます正和木材株式会社が、大断面集成材の製造施設を整備したいとの申し出がございました。中ほどにございますように、集成材とはひいた板、ラミナを集成、接着した木材でございまして、利用用途によって床板とかなげしなどに使う造作用と、柱やはり、桁などの構造用に区分をされます。また、構造用集成材は大きさによって大断面、中断面、小断面と分かれまして、中小の断面の集成材は主に木造住宅の柱やはりや桁などに、大断面集成材は体育館や学校、集会施設などの大型木造施設に使われております。

下に書いておりますが、現状というところに、現在構造用集成材の製造施設は県内にはございませんので、県外で製造された集成材を持ってきて使われております。こうしたことから今後も会社としましては一定の需要が県内外で見込まれるということで整備を行うものでございます。

具体的な整備計画といたしましては、下のほうにございますが、モルダーやプレスライン、各種接着剤の塗布機とか4面かんな盤などの集成材の製造施設一式を導入する予定でございます。

総事業費は税込みで4億2,000万円余り、税抜き金額の3億8,935万円の60%、これは右の上に乗書いてありますが、予算額で2億3,361万円を補助する予定でございます。このうち国費が50%で県費が10%というふうに考えております。

完成後のフル生産時には、右の下にございますが、地域雇用者5名を含む9名体制で原木換算約4,000立方の原木から集成材を約1,500立方程度生産いたしまして、製品の売上高で2億2,100万円を見込んでおります。また、赤字で書いてございますが、正和木材は自社でプレカットも行っておりますことから、その技術を生かしましてつくった集成材をプレカット加工することで、さらに付加価値を高めて出荷することも検討しております。

以上で補足説明資料の説明を終わります。

④のほうの227ページのほうへお戻りください。

右側の説明欄の2にございます県産材外商推進事業費でございますが、1つ目の土佐の木住まい普及推進事業費で266万円の減額、続きまして県産材輸出促進事業費補助金で410万円の増額、合わせまして総額で144万円の増額をお願いするものでございます。

まず、土佐の木住まい普及推進事業費補助金につきましては、1棟当たりの土佐材使用量が当初予想より少なかったことや、県産品贈呈事業で当初の予定よりも利用数が少なかったことなどから減額をするものでございます。

次の県産材輸出促進事業費補助金でございますが、これは木材需要の拡大が見込まれる

アジア地域をターゲットにいたしまして、輸出に意欲的な県内企業と相手方企業との商談会の開催や、輸出仕様の製品の試作や出荷を支援することで継続的な取引につなげ、県産木製品の輸出拡大を図ろうとするものでございます。

続きまして、228ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。木材産業構造改善事業費で2億3,508万8,000円、県産材外商推進事業費で410万円、合計2億3,918万8,000円の繰り越しをお願いするものです。いずれも先ほど補正予算のところの説明しました事業を繰り越すもので、木材産業構造改善事業費は集成材加工施設の整備に要する補助金と県の事務費、県産材外商推進対策事業費は県産材輸出促進事業に係るものでございます。

以上で木材産業課の説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈木材利用推進課〉

◎弘田委員長 次に、木材利用推進課の説明を求めます。

◎小原木材利用推進課長 木材利用推進課の予算議案について御説明いたします。

まず、当初予算案について御説明します。

資料2、当初予算議案説明書の383ページをお願いいたします。

林業振興・環境部の予算総括表で、上から5番目が木材利用推進課でございます。

平成28年度木材利用推進課の一般会計の予算額は5億6,800万円余りとなっており、平成27年度の予算額6億6,000万円余りに比べ16%の減額となっております。

413ページのほうをお開きください。

歳入についてでございます。

科目欄の一番上、9国庫支出金は、木造住宅助成事業などに充てる社会資本整備総合交付金と木造公共施設等の整備事業に充てる森林整備・林業等振興整備交付金でございます。

12の繰入金では、公共施設等の木質化の推進などの事業に活用する13の森林環境保全基金と、CLT建築促進や木質バイオマスボイラーの導入などの事業に活用する14の森林整備加速化・林業再生基金、合わせて2億6,500万円余りを計上しております。

歳入の合計としましては、国庫支出金と繰入金など合わせまして3億9,400万円余りとなっております。

次のページをお願いします。

歳出についてです。右の欄の説明欄に沿って主なものを説明させていただきます。

1 県産材用途拡大事業費は、県産材の新たな用途を拡大するための取り組みでございま

す。

1つ下の職員研修負担金は、職員がCLT建築に関する研修や講演会などに参加する負担金でございます。

次に、CLT普及促進事業費補助金は、森林整備加速化・林業再生基金事業を活用し、CLTの普及推進の母体として平成25年4月に産学官により設立しましたCLT建築推進協議会が行う活動に対して支援するものです。具体的にはサービスつきの高齢者共同住宅などの建築プロジェクトに必要なデータ収集や技術アドバイス、また建築士や施工者を育成するための設計や施工技術に関する研修、CLTの普及に向けた講演会の開催などの経費に助成する経費でございます。

次のCLT建築促進事業費補助金は、新しい建築材料であるCLTを活用した木材建築を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金事業を活用し、高知市において店舗兼事務所の整備やサービスつき高齢者共同住宅の設計経費などに対して支援を計画しております。

次の非住宅建築物木造化促進事業費補助金は、住宅に比べ木造率が低い住宅建築物の木造化の促進に向けて、林業・木材関係や建築関係などで構成される高知県林業活性化協議会が取り組みます低コストの木質部材の開発や非住宅建築の事例集の作成、研修会の開催などに対して森林整備加速化・林業再生基金事業を活用し、支援を行う計画としております。

次に、2の県産材需要拡大対策事業費は、県産材の地産地消を進める取り組みでございます。

まず、職員研修負担金は、林野庁などが主催する木材利用や建築に関する研修などに参加する負担金でございます。

次のこちらの木の住まい普及推進事業費補助金は、木造住宅の建築促進につなげるため、県民の皆様への情報発信を目的に民間団体が木造や木造住宅のよさをPRする「木と人・出会い館情報」というテレビ番組の放映料などに対して助成する計画としております。

次の415ページをお願いいたします。

こちらの木の住まいづくり助成事業費補助金は、木造住宅建築に対する助成事業で、県産乾燥材を使用した住宅の新築、増築、またリフォーム工事を対象とし、柱や土台といった住宅の基本部材の使用量や、床や壁などの外装材の使用面積に応じて助成しています。

なお、平成25年度から児童手当を第3子以上受けている世帯では、内装材の使用について補助金の加算を行っております。

次の木の香るまちづくり推進事業費補助金は、県民の皆様にも木の香る環境を提供し、木のよさの普及を図ることで木材の利用推進につながることを目的とする事業です。具体的

には庁舎や病院など公共的施設の玄関やロビーなどの木質化、保育園、小中学校の木製机や椅子、棚などの導入、また観光地などの案内板などの設置に対する助成をするものです。

次の木造公共施設等整備事業費補助金は、森林整備加速化・林業再生基金や国の事業を活用し、3市町村が実施する公民館や集落活動センターの施設などの木造化の支援を計画しております。

次の3の木質資源利用促進事業は、木質バイオマス利用促進を目的とした事業でございます。

まず、職員研修負担金は、職員が林野庁などの主催する木質バイオマスに関する研修や講演会などに参加する負担金でございます。

次の木質資源利用促進事業費補助金は、森林整備加速化・林業再生基金を活用し、温泉施設や施設園芸で使用する木質バイオマスボイラーの導入、木質燃料の確保や収集に必要とするチップーや木質バイオマス専用輸送車の導入に支援する計画でございます。また、来年度から、熱利用向けのペレットなど木質燃料の安定化に向けて、製造に必要な原木確保の経費などを支援する計画としております。

一般会計の当初予算の説明については以上でございます。

続きまして、補正予算について御説明をいたします。

資料4の補正予算議案説明書215ページのほうをお願いいたします。

補正予算総括表の上から5番目に木材利用推進課が記載されており、今回1億4,600万円余りの減額補正をお願いするものでございます。

次に、229ページのほうをお願いいたします。

歳入についてです。

科目欄の一番上の9の国庫支出金では、平成27年度の国の経済対策の補正により地方創生加速化交付金を活用し、CLTの普及に活用する事業に5,900万円の増額、また木造住宅助成事業に充てる社会資本整備総合交付金を8億4,000万円余り減額をお願いするものでございます。

12の繰入金では、木質バイオマスボイラーの導入などに関する事業などで12の森林整備加速化・林業再生基金繰入金について1億900万円余りの減額をお願いするものでございます。

歳入の合計額としましては、合計1億3,400万円余りの減額補正となっております。内容につきましては、歳出のほうで御説明をさせていただきます。

230ページをよろしく申し上げます。

右側の説明欄に沿って説明をいたします。

1の県産材用途拡大事業では、まずCLT建築促進事業費補助金につきまして、土佐町

で整備しています高齢者福祉施設等の整備などの支援をしていましたが、事業内容などにより低い金額で実施できたため減額をお願いするものでございます。

次のCLT普及促進事業費補助金では、地方創生加速化交付金を活用し、CLT建築推進協議会が大消費地や県内で行うフォーラムやCLTを活用する展示会の開催、先進地のオーストラリアから講師を招聘し、セミナーの開催について技術交流などの経費を計画しております。

なお、この事業は昨年8月に設立した知事が共同代表を務めるCLTで地方創生を実現する首長連合などと連携し事業を進めていく計画としております。あわせて、民間事業がCLTの普及のためバスの待合所の作成に係る経費の支援についても計画しております。

次に、2の県産材需要拡大対策事業費では、こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金につきまして、今年度は昨年度の消費税増税の導入による反動減から住宅建築の戸数が伸びなかったことや、補助の申し込みはされましたが、年度内の完成がおくれることにより平成28年度事業に変更することなどによりまして、減額補正をお願いするものでございます。

次の3の木質資源利用促進事業費補助金につきましては、5事業体が重油価格の下落により当面現況の機器で導入時期の様子を見たいという経営上の理由がございました。また、1事業体が事業計画の作成やその計画に調整を要したことで、施設園芸用や球場の木質ボイラーなどの整備について事業要望の取り下げがあり、減額をお願いするものでございます。

以上、課全体としては1億4,668万円の減額をお願いするものでございます。

次に、繰越明許のほうでございまして。

231ページをお願いします。

1つ目の県産材用途拡大事業費についてですが、先ほど申しました平成27年度の補正予算の中で説明しましたCLT建築推進協議会などがCLTの普及に向けて取り組み支援するCLT普及促進事業について、国の補正予算に対応するための繰り越しをお願いするものです。また、CLTを利用した建築物の整備などを支援するCLT建築促進事業費補助金について、土佐町の高齢者福祉施設が実施設計の完了におくれたため、建築工事の着手におくれたこと、また高知市の店舗兼事務所の施設について事業計画に時間を要し、年度内に必要な試験データの収集が難しくなり、それに伴って設計の完了が困難になったことなどで繰り越しをお願いするものです。

なお、土佐町の高齢者福祉施設の整備は6月末、高知市の店舗兼事務所は8月までに設計のほうができるという見込みになっております。

2番目の県産材需要拡大対策事業費ですが、これは日高村で建設しています木造施設

で、入札不調により契約がおくれたことや、整備をする中で基礎杭を支える機材が想定した形と異なり、地盤工事に時間を要したことなどにより年度内の完成が困難になり繰り越しをお願いするものでございます。

なお、これにつきましては5月末までに完成する見込みとなっております。

以上で木材利用推進課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎弘田委員長 質疑は午後にしたと思います。

暫時の間休憩とします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時51分～12時58分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

ここで、審議に入る前に委員の皆様をお願いしたいことがあります。

皆様御存じのように、本日東日本大震災から5年目を迎えます。そこで、地震が発生しました午後2時46分に、震災により犠牲となられた全ての方々に哀悼の意を表するために黙禱をささげたいと存じます。時間になりましたら私のほうから声をおかけいたしますので、皆様の御協力よろしくをお願いいたします。

質疑を再開します。

質疑ございませんか。

◎橋本委員 木質バイオマスボイラーの整備の状況についてですが、27年度予算の説明の中で5事業体がキャンセルという状況で今後の行く末が心配をされるところでもありますし、どういうイメージを県は描いているのか、それと同時に、バイオマスボイラーに対するペレットの供給がどういう形になっているのかもあわせてお聞きをしたいと思います。

◎小原木材利用推進課長 木質バイオマスボイラーの導入につきまして、27年度は13台の事業要望がございましたが、導入したのは4台となっております。来年度につきましては5台となっております、以前は40台ぐらい毎年毎年入っていたんですけども、ことし、来年と要望が非常に少なくなっています。大きいのは重油価格が非常に下落しているということで、今の機器類が使えるということなので、それで少し見送りたいというお声がございます。特に、農業関係の方がその辺は顕著になっていまして、ただ一方で予算の中にはチップーとか生産にかかわるものが出てきていますので、一定そういった輸送と安定供給に向け、チップー、バイオマスの専用の輸送車の要望がございますので、そういった支援することによって、重油価格はちょっとしばらくどうなるかわかりませんが、安定供給を続けていきたいと、そのほうへ向けて支援をしていきたいと考えます。

それとあわせて、当然ながら増産自体を全体進めていかないかと認識をしております。

あとペレットの生産量ですが、ことしにつきましては需要量が約7,000トン弱ぐらいになっています。それに対して自給は60%ぐらいが県内産になっています。去年からいうと約1,000トン以上が県内の供給枠に入れておりますけれども、今年度につきましてはちょっと暖冬で、ペレット自体も少し量が減っている状況になります。

◎橋本委員 ぜひとも需要と供給のバランスを加味しながら、この事業を推進していただきたいなと思っておりますが、実はバイオマスボイラーから発生する焼却灰についてであります。その焼却灰そのものを有効利用せしめるために、いろんな肥料としての研究開発が多分進んでいるなど、私もこの前年末でしたか、宿毛の研究所に行ってそのこともお話をしたことでした。まだ研究途中という話だったんですが、どこまでどういう形ででき上がっているのか、それからその焼却灰のストックヤードについても仮置きをしているわけですし、その辺についてもどう利用していくのかがちょっとわからなかったもので、県のほうでわかっている範疇があれば教えていただければと思います。

◎小原木材利用推進課長 木質バイオマスボイラー、発電のほうから焼却灰がかなり出てきております。それについて基本的に現在は住友大阪セメントで処分、セメント機材として有効利用をしてということになります。ただ、一方でそれ以外に農業用、あるいは肥料として使えないか、取り組みを今両発電所とも進めようとしております。

あとほかにも道路機材とか、そういうものに使えないかとかいろんなことも今考えていますが、まだ具体的にそこまでは行っておりません。

◎橋本委員 セメントのまぜ込みということですが、ある程度そっちのほうには行っているんだと思うんですが、ただ研究所に限ってのことだと思っておりますが、実は環境農業推進課のほうに肥料としての登録をされています。ということは、要は肥料として使うことが前提だと私は解釈しています。有機物としてある一定認めるということですから、本来産業廃棄物として処理をしなければならないのを認めていただいてそういう形を整えているわけで、その辺きちっと整理をしていただきたいと思いますと思っているんです。実際問題として登録をしないで、産業廃棄物で処理をするという前提に立てば非常に多額のお金がかかってしまうんですね。そういうことも含めてどういう考え方なのか、ここだけの話ではないと思います。環境農業推進課とも連携をとりながらになるんでしょうけれども、その辺そちらのほうの所管の中で今の状況がわかっておれば御披露いただければと思います。

◎小原木材利用推進課長 基本的に焼却灰は、委員仰せのとおり産業廃棄物になっております。ただ、平成25年度に国の通達の中で一定性状とか、有効利用が図れるものについては間伐材を中心にする、フレッシュというか、例えばペンキとかそういうものが入っていないものについては有効利用できるという通知が出ております。それに基づいて今現在発電所しかり、園芸ボイラーから出るものについても、みずからできるだけ有効利用を図りたいということで今現在進めているところでございます。その点は農業関係とも一緒に連携

しながら進めている状況でございます。

◎橋本委員 平成25年に環境省から通達があって、特例としてそういう状況ができると。ただし、それは有機物として扱うならば、県の許可をいただかなければならないと私は理解してまして、それが肥料として有効という形の中でしっかりと精査していくという話をちょっと聞いておりますので、研究所のほうは何回も言いますけれども、環境農業推進課に有機物としての登録をしているということなので、当然それは有機物として処理をしていく方向性の中で考えていくことだろうから、その辺しっかりとまた連携をとりながらやっていただきたいと、もうこれ以上言いませんが、要請をしておきたいと思います。

◎大野林業振興・環境部長 御懸念されている本質というのが、今利用の実態が、また見ようによっては不法投棄のようにも見受けられるということだろうと思います。その点については我々も、いわゆる肥料として使える性状であることは十分認識しておりますし、ただやり方が一般の方から不法投棄として見られるおそれのあるような状態で利用するのはいかなものかということで、利用計画と散布計画、その他についての計画書を求めて適正になるように、常識的な範囲で行われるように今指導をして経過を見ているところでございますので、委員御懸念のことについて注視をして今後ともやっていきたいと思えます。

なお、当部が所管しております産業廃棄物については、灰の問題だけではなくて、いわゆる3Rといってリユース、リデュース、リサイクルが基本でございますので、できるだけリサイクル等を進めて、産業を持続的に回るようにしていきたいというのも一つの考えでございます。

◎橋本委員 心配をしたのは、研究所の職員の皆さんと話をしたときに、今の状況のままではなかなか散布できない状況もあります。pHの関係からいろんなものも調査しなければなりませんので、だからそれに対応し得るようなまた研究開発がまだ途上ということをやっていました。だから、そういうことも含めて計画がきちっと出てくるんやったら、それに対してしっかりとした裏づけがある仕組みを整えていただきたいと要請しておきます。

◎米田委員 予算の415ページのこちらの木の住まいづくりですが、この3年ぐらいどんな利用状況ですか。新築、増築とかリフォーム。

◎小原木材利用推進課長 ここ3年の利用状況ですけれども、25年が400棟です。26年の実績が414棟になっております。今年度につきましては今のところ390棟を見込んでおります。

◎米田委員 大分、県民に知られてきて、うんと利用されると思いますが、そのリフォームも使えるということで始まりましたよね、新しいタイプ。27年度はリフォーム2棟ぐらいという話ですが、リフォームについて活用できるという点で十分な周知、PRが大変か

など、全体的な新築よりもどっちかというリフォームされる家庭が多いですね。だから、もっと周知ができれば、ふえると思うんですけど、そこら辺はどんなに見ていますか。

◎小原木材利用推進課長 県のホームページ、また説明会等を開きながら助成の内容についてはPRをしておりますが、なかなかリフォームのほうは委員御指摘のとおり棟数自体が余り上がっていないのも事実でございます。リフォームができるという話も説明会では当然しておりますが、まだ力が不十分な部分もありますので、来年度以降も委員の御指摘のリフォームにつきましても、少し強めなPRの仕方をして進めていきたいと考えます。

◎米田委員 ぜひお願いします。せっかくの制度やし、県民の中にはリフォームも割と多いんですね、新築よりもね。ぜひ活用していただくようお願いしたいのと、このリフォームは県の耐震助成とは兼用できなかったかね、耐震の補助。

◎小原木材利用推進課長 兼用可能です。

◎米田委員 可能ですか。そしたらそのことも一緒にあわせてPR、周知していただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

◎武石委員 CLTの普及にも使われるということですが、大いに県産材の利用促進に向けて今までない分に道をつけていくというのは評価しますので、頑張ってくださいと思うんですけど、一方でCLTに対する先行き不安、不透明さも拭えないと思うんですね。けれど県内の製材会社もそれに向けて動きも始まったということで後戻りはできないと思うんですけど、だからここは今懸念される課題を一つ一つ解消していかないといけないと思うんです。それは設計上の問題であるとか、それからヨーロッパの気候風土と日本の風土が違う、開口部をおおきくとらんといかん、そうするとロスが大きくなってコストにはね返るとか、それと国産材だけでCLTが本当に発展していけるのかどうか、外材と国産材をまぜるとなったら構造計算をどうするのかとか、いろいろ未知の課題があると思うんです。そういう課題をどのぐらい把握をされて、課題解決に向けての見通しとか、そのあたりをお聞かせいただけたらこの予算について非常に腹に入りやすいと思うんですけど、課長の御所見あるいは部長の御所見があれば。

◎小原木材利用推進課長 まず、CLTの状況ですけれども、国のほうが今CLTに関する設計法と強度の関係についてパブリックコメントをやっている最中でして、4月の早い時期だと思えますけれども、一定CLTの法令、基準が一定スタートできるようになります。これができますと、今までCLT工法の大匠認定をとっていたんですけども、大臣の認定じゃなくて、少し構造計算をしてありますけれども、そういった国のほうの費用とか、あるいは期間が短くなる格好でできるようになってきます。そういう一定の条件が今基準の中では進みつつある。ただ、もう一方でCLT自体は新しい取り組みでございますので、技術とか技能とか先ほど言ったように海外からのものなので、法が通っても技能面

というか施工面でまだまだ解決していかないかん問題はたくさんあると思っています。そのため高知県も全部で今6つになりますけれど、6つの事例を通しながら技術の習得とか蓄積をしながら次の建物に生かしていく取り組みをしていますし、全国的にもそういう取り組みになっています。

国とかCLTの全国団体、CLT協会もございまして、全国的な取り組みをまとめることで、知見を集めてこれからの建物に生かしていこうという取り組みをしています。そういうことで、1つは事例を積み重ねながら知見を重ねた上で、もう一方は需要を広げていかないかん部分がございますので、需要をどうやって獲得するかがもう一つ大きな課題だと思っています。その点、県では知事を先頭に首長連合をつくりまして、特にこれから住宅自体も建ちにくくなりますんで、非住宅分野の一つの材料としてCLTを使っていきたいと思う中で、都市部の木造の建物をふやしていきたい、その需要拡大を図っていきたいと考えていまして、いろんな方面で提案とかPRを行っている最中でございます。

あともう一つ、懸念材料はコストの部分があると思います、コストにつきましては需要との絡みが出てきますけれども、需要がふえることによって大量に大きな工場で生産することによって生産コストを下げっていく方法と、それとその材料、基礎となる材料ですね。やっぱり山側から、川上から川下が一体になってCLTだけでなくそのコストを下げることによって外材と戦っていく、そういう姿を目指すように考えています。今回の池川木材でのラミナ工場もその一つだと考えています。

◎武石委員 コストの面ですけれど、外材と国産材をそれぞれCLTの材料に使うとした場合、今現時点での御所見でいいんですけれど、単価、コストを比較するとどうですか。やっぱり外材のほうが安いということになるのか、あるいは大量生産によって国産材も価格を抑えることができるのか、現状と今後の見通しはいかがですか、コスト比較は。

◎大野林業振興・環境部長 コストで見たときにはやっぱりヨーロッパのほうが大型工場生産していますので当然お安くできています。ただ、それを例えば日本に持ってくるとことを考えますと、レートがユーロ130円ぐらいのオーダーであれば五分五分かなと、もう少しこなれて、CLTの建物がいきなりふえていくというよりは、鉄筋コンクリートの中の床としてCLTを打って、その上にコンクリートスラブを打つ形を大手がかなり着目されているようですので、そういう需要がまず伸びて、量がこなせるようになってコストが下がってくると躯体としても大いに検討されてくると思います。外材、国産材の比較で見ると、距離、為替の問題があるとしても、杉であれば五分五分の戦いに持っていくところまでは、今はかないませんが将来はできると考えております。

◎武石委員 部長の今のお話の中のCLTの上にコンクリートスラブを打つということもありましたけれど、ただ当初はということでもちょっと前の話になってしまうんで、時計の針をそこまで戻していいのかという疑問もありながら言うんですけれど、知事は例えば

東京オリンピックの選手村にCLTを使って、選手村が不要になればそれを解体して、また別の公共施設を使う場合には再利用するという事も国に訴えてこられたと思うんですけど、おおよそ製材の利用などもコンクリートスラブを打っていますけれど、ああいう状態じゃあとても知事のおっしゃるように、ばらして、またそれを再利用する話にはなかなか構造上ならんのではないかという何か矛盾も感じるんですけど。

◎大野林業振興・環境部長 説明が十分じゃなかったですけども、需要を引っ張る上で2つの大きな要素があると思っています。1つは、先ほど課長が説明しましたように、首长連合などでいわゆる公共投資を中心として、木材の用途であるという形で見せながらCLTという新しい素材を見せていく、それともう一つはやっぱりコスト競争できちっと使える商品であるという、先ほど言いました民間での利用、この両面で進めていくと、先ほどの委員の御質問でコスト的にどうだろうかということで民間のコスト論を先に御説明したわけですけど、両道で進めていることは事実でございます。

◎武石委員 わかりました。最後ですけど、このCLTの国内での普及は、山側、農林業界から木を使ってくれということじゃなくて、建築界のほうからもぜひこれを進めたいという声が出るぐらいやっていただきたいし、またそういう需要側の要望、ニーズ、そういう新たな動きとか情報があれば、またこの委員会にもぜひ報告もしていただきたいと思います。

最後に、建築業界からも要望、CLT待望論があるのかどうか、その現状についてお聞きして終わりにします。

◎小原木材利用推進課長 今、法令が出かけていまして、皆さん注視している段階ですけども、大手のゼネコンにつきましても非常にCLTに興味を持たれていまして、コストを含めて使い方みたいなことを今考えているとお聞きしていますので、建設のほうからも期待されている部分だと思っております。特に、CLT自体が非常にコンクリートより軽いという部分がありまして、今建物が重くなっていますので、そういった部分で耐震性とか、あるいは基礎部分のコストが下がるんじゃないか、そういう期待があります。

一方で、県内でもマンションをやっている方からも非常にCLTについて興味を持たれていますので、また実際に使う場面になりましたらまた委員会にも報告させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎金岡委員 そのCLTですが、いろいろ出始めのころに検討したこともあったんですが、今も庁舎とかいろんなことを計画されているところがたくさんあり、CLTにも関心を持っていますけれども、コストが何割か高くなるということで断念をしておるわけですが、安くなるという話もされたと思うんですが、現実では全くさわれないコストなんですね。ですから、そこのところどのように今後お考えなのか。

◎大野林業振興・環境部長 確かに、現状で通常の木造を建てるのと比べると高いのは事

実です。ターゲットとしているのはRCなんかの鉄筋コンクリートの単価より若干でも下回ればその代替品として考えられるだろうということで、それについては一定数がこなれてくると到達するのではないかと予測をしていますし、現状で例えば非常に失礼なかもしれませんが、かなりりぐってつくられる市町村の庁舎の建築価格と比べると、現在CLTの価格はそれほど驚くほど高いものではないと思っていますので、先ほども言いましたように、公共で引っ張るといふ部分で考えると、飛び抜けて高い水準ではないと現状でも思っています。

◎**金岡委員** そこら辺、認識が違うところがあるんですが、現実には非常に高い、見積もりをとると、ざっとした見積もりですけれども。むしろ言われましたとおりRCとか、あるいは鉄骨構造のほうが安いということで進められておることが多いわけですね、現実的には。そこをクリアしないとなかなか普及しないだろうと、それからもう一つはこなれてこないといけないといふところで、やっぱり意匠の問題といひますか、どうアレンジできるのかといふところがまだまだできてないので、単なる箱じゃないかという意見もありますので、そのところもどう今後なっていくのか、かなりうまくやっついていかないと普及がなかなか難しいんではないかと、もちろん我々の地域としては普及してほしいという思いもいっぱいあります。何とかそのところクリアできるように頑張ってくださいと思います。

◎**弘田委員長** それでは、質疑を終わります。

〈治山林道課〉

◎**弘田委員長** 次に、治山林道課の説明を求めます。

◎**安岡治山林道課長** 治山林道課です。それでは、28年度の当初予算の説明をさせていただきます。

資料No.②の当初予算議案説明書383ページをお願いします。

中段ですが、治山林道課で60億円余りの予算を計上しております。内訳につきましては歳出予算で説明をさせていただきます。

419ページをお願いします。

まず、ページ最下段の7林道費ですが、これでは民有林林道の骨格として欠くことのできない林道の整備を計画的に進めてまいります。事業内容は右の説明欄をお願いします。

1の林道開設事業では、国庫補助事業により林道の開設を行います。複数の市町村にまたがるなど広域的な予算については県営の事業として、また小規模な市町村単位でおさまるものについては市町村の補助事業で実施をします。

420ページをお願いします。

説明欄ですが、2の山のみち地域づくり交付金事業は、19年度末で廃止されました緑資源機構が実施をしてきました幹線林道事業を20年度から引き継ぎ、県営事業として実施を

しております。

3の林道改良事業では、既設林道の機能向上を図ってまいります。

4の道整備交付金事業は、国の交付金を活用しまして林道の開設や改良、舗装まで総合的な路網整備を行うものです。

これらの事業で、合わせまして林道開設を大豊町の奥大田三谷線をはじめ28路線で、林道の改良事業をいの町の一ノ谷脇ノ山線をはじめ13路線で、舗装事業をいの町の寒風大座礼西線を初め2路線でそれぞれ実施する予定でございます。

次の5緑資源幹線林道事業費は、前出の緑資源機構が整備してきましたものへの県の負担金でございます。長期債務40年度までの債務負担により順次支払っております。

なお、歳出の支出の主なものにつきましては、このページで真ん中辺の節の欄、中段ぐらいにございます括弧の13、15、19、委託料、工事請負費、市町村の補助等となっております。

次に、科目の治山費の一番下段ですが、治山事業では県民の安全・安心な暮らしを守るため、山地災害の復旧や水源地域の保安林の整備、また震災対策としての予防的な治山などに引き続き取り組んでまいります。

右の説明欄をお願いします。

1の山地治山事業から次のページの一番上、4の山地防災事業、これまでの事業で近年災害の復旧を中心に室戸市蔵ヶ谷を初め70カ所で事業を実施する予定でございます。

次の5番、災害関連緊急治山事業から7番の林地崩壊対策事業までは、その年度に新たに発生します災害に早期に対処する、その年度に対処をするものの予算を計上しております。

8の山地災害防止事業は、県単独事業で国の補助の対象にならない治山施設の維持修繕工事や震災対策としての避難路、避難場所を保全するための山地災害の復旧などを県の事業として実施します。また、補助金は国庫補助の対象とならない小規模な市町村実施の山地災害復旧への補助となっております。

9の保安林整備費は、森林法に基づく林地開発の許認可あるいは保安林の指定解除の管理業務に要する経費でございます。

422ページをお願いします。

右端10の治山計画費は、国への予算要求の資料作成あるいは治山施設の点検などに要する委託経費を計上しております。

11の国直轄事業負担金は、国有林内の大規模事業地、今は2カ所ですが、国の直轄事業でお願いをしております。予算は県負担金でございます。

次に、中段15の災害復旧費では、次の423ページにかけまして3の林道災害復旧費、4の林地災害復旧費とも林道施設、治山施設の施設災害復旧予算でございます。

以上で28年度の当初予算案の説明を終わります。

続きまして、27年度の補正予算について資料No.④をお願いしたいですが、補正予算案の説明をさせていただきます。

215ページをお願いします。

この総括表中段、治山林道課で15億円余りの減額補正をお願いするものです。内訳につきましては歳出予算で御説明をさせていただきます。

234ページをお願いします。

下段の7林道費、次のページにあります8の治山費とも通常事業、当初予算分において、国の内示額が県の予算を下回ったことによるものでございます。先ほどの減額の主な理由でございます。増額の主な理由は、次の236ページをお願いします。

中段、災害復旧費、林道災害の復旧事業について国の査定を終え事業費の決定があったことから、必要額を増額をお願いするものでございます。ちなみに、27年度の林道の災害は11市町村、38カ所となっております。

続きまして、繰越明許費について御説明します。

238ページをお願いします。

追加で新たに市町村の実施する林業改良や林道災害復旧事業についての繰り越しをお願いするものです。特に、林道災害の復旧事業は時期が遅いということで発注が年末以降になることから、あわせてまた下方道にも同様の災害がございますので、こういった理由により進捗におくれを生じたことで、繰り越しをお願いするものです。

次に、239ページの変更でございますが、これは林道開設とか治山工事の県の事業につきましては、表中段、真ん中辺であります。補正前、これが12月の議会承認後でございますが、12月議会において翌年度にまたがる工期設定の繰越承認をいただいておりますが、今回はその後発注済みの工事につきまして年度内の完了が見込めなくなった箇所や、国の経済対策を若干受けております、そういった箇所、また新たに市町村の補助事業である林道開設事業を加えまして繰り越しをお願いするものです。

繰り越しの理由としましては、先ほど申しました下方道の災害の影響、また地権者との交渉や地元調整あるいは工法の再検討などの計画調整に日数を要したことが主な理由となります。

240ページをお願いします。

債務負担行為でございますが、国の経済対策の一つとして治山工事で28年度予算の分の債務負担契約を一部お願いするものでございます。

以上で治山林道課の全体の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(な し)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈新エネルギー推進課〉

◎弘田委員長 次に、新エネルギー推進課の説明を求めます。

◎山下新エネルギー推進課長 新エネルギー推進課でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、平成28年度一般会計予算について御説明をいたします。

議案説明書（当初予算）の資料②の424ページをお開きください。

まず、歳入について御説明をいたします。

財産収入の地域環境保全基金利子収入266万4,000円は、環境省から県に交付されました地域環境保全対策費補助金を原資として積み立てた地域環境保全基金についての運用益の見込み分となっております。

次の証券利子収入1,500万円は、地域の再生可能エネルギーによる発電事業で得られる収益等の経済効果を最大限地域に還流させるために、県、市町村、県内事業所等の共同出資によりまして発電事業会社を設立しましたこうち型地域還流再エネ事業主体出資金で得られた利益から受ける配当金でございます。この配当金は平成28年度から収入が得られることになっていまして、今後20年間で約3.8億円の収入が得られると現在見込んでおるところであります。

次に、12繰入金について御説明をいたします。

まず、こうちふるさと寄附金基金繰入238万6,000円は、こうちふるさと寄附金基金からの基金繰入金を歳出予算事業の環境活動支援センター事業費の財源の一部として受け入れるものです。

次のグリーンニューディール基金繰入につきましては、平成25年度に環境省から県に交付されました二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を原資として積み立てたグリーンニューディール基金によるものですが、この基金事業につきましては平成27年度をもちまして終了しますことから、平成28年度の当初予算では計上しておりません。

以上、歳入につきましては計2,005万9,000円となりまして、平成27年度と比較して2億2,183万5,000円の減となっております。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

425ページをお開きください。

10林業振興環境費の2新エネルギー推進費1億3,176万7,000円につきまして、右の説明欄にある予算のうち主なものを御説明させていただきます。

1人件費は、新エネルギー推進課10名分について計上しております。

次に、2環境活動支援センター事業費につきましては、環境活動支援センター事業実施

委託料は、県民の環境活動に対する支援や環境学習、地球温暖化防止対策などの推進拠点としての機能を有します環境活動支援センターの運営とそれに付随する環境学習、地球温暖化対策の推進のための事業を委託により実施するものでございます。

次の3地球温暖化対策推進事業費につきましては、まずデマンド監視委託料がございしますが、これは県有施設に使用電力量を監視するデマンド監視装置を設置して使用量データの収集を行うとともに、専門的な省エネのアドバイス等を受けて使用電力量の削減やピークカットを図ってエコオフィス活動を推進するため委託をするものでございます。

次に、温室効果ガス排出量算定委託料につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律において公表を義務づけられています高知県全体の温室効果ガス排出量の算定業務を委託するものでございます。

次の地球温暖化対策実行計画改定委託料は、同じく地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定が義務づけられています高知県地球温暖化対策実行計画について、計画自体は10年間の計画が今つくられているんですが、計画策定から5年が経過したことや国の地球温暖化対策計画も策定されますことから、このたび計画を見直すことによる改定作業を委託するものでございます。

それから、その次のグリーン購入ネットワーク負担金は、グリーン購入対象製品の情報を一元管理しているグリーン購入ネットワークに参加するための負担金となります。

エネルギー管理講習会負担金につきましては、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づきまして庁内で選任されたエネルギー管理企画推進者が経済産業省令で定める期間ごとに受講しなければならない講習会のための負担金となります。

以上が地球温暖化対策推進事業費の主なものでございます。

次に、4エネルギー対策費をごらんください。

この中で地産地消型再生可能エネルギー調査委託料は、再生可能エネルギーの導入を促進するために、地域で電力ネットワークを構築し、再生可能エネルギーの発電電力を可能な限り地域で消費するシステムの構築に向けて、今年度抽出したモデル地域において事業化のための詳細調査の実施と事業化の検討を行うための経費を計上しております。

自然エネルギー協議会負担金につきましては、自然エネルギーの普及拡大を目的として設立されました自然エネルギー協議会に参加するための負担金となります。

次の5地球温暖化防止県民会議活動推進事業費になります。

県民会議活動推進事業実施委託料は、高知県地球温暖化防止県民会議を構成する県民部会と事業者部会のそれぞれの運営を委託し、県民や事業者と連携、協働して県民運動として温暖化防止活動を実施しようとするものになります。委託先につきましては、県民部会は特定非営利活動法人環境の杜こうち、それから事業者部会につきましては高知商工会議所を予定しているものであります。

当課の一般会計予算の平成28年度予算の総額は1億3,176万7,000円となり、前年度の当初予算額3億5,549万8,000円と比べて2億2,373万1,000円の減額となっておりますが、主な要因はグリーンニューディール基金の事業の終了に伴うものです。

以上で平成28年度当初予算についての説明を終わります。

続きまして、平成27年度2月補正予算について御説明をいたします。

議案説明書（補正予算）の資料④の241ページのほうをお開きください。

まず、歳入について御説明をいたします。

12繰入金のグリーンニューディール基金繰入金につきましては、充当先の設計委託料及び設備整備工事請負費、再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金の減額に伴い減額補正をするものでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

242ページのほうをごらんください。

2 エネルギー対策費ですが、右側の説明欄の設計委託料及び設備整備工事請負費については、グリーンニューディール基金を活用して県有施設に再生可能エネルギーの設備を整備するためのそれぞれの経費につきまして、入札残により不用となった経費を減額するものです。

次の再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金は、同じくグリーンニューディール基金を活用した市町村有施設への補助金のうち入札により減額となったものや、入札の不調により十分な事業期間が確保できなくなり事業が取りやめとなった1施設分について事業費を減額するものでございます。

次に、243ページをごらんください。

エネルギー対策費につきましては、再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金において補助金の交付先である一部事務組合、これは市町村事務組合にあります自治会館の分になりますが、工事の施工計画が見直されたことによりまして、年度内の完成が見込めなくなりましたことから、翌年度への繰り越しを図るものでございます。

以上、補正予算について御説明をいたしました。よろしく願いいたします。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈環境共生課〉

◎弘田委員長 次に、環境共生課の説明を求めます。

◎内村環境共生課長 環境共生課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まずは平成28年度一般会計当初予算につきまして御説明いたします。

資料No.②の議案説明書（当初予算）の427ページをごらんください。

まず、当課の歳入につきまして主な項目を御説明いたします。

8の使用料及び手数料でございますが、これは8の林業振興環境使用料としまして牧野植物園内の携帯電話の基地局、また行政財産の目的外使用料ということで自然公園内の電柱の経費でございます。

9の国庫支出金につきましては、自然環境整備交付金で長距離自然歩道、四国のみち及び国立公園の施設整備事業に充当いたします。

10の財産収入でございます。普通財産貸付料で月見山こどもの森園内の電柱等の貸し付けでございます。

12の繰入金でございますが、これにつきましては、こうちふるさと寄附金基金並びに県有建築物南海トラフ地震対策基金、それと森林環境保全基金からの繰り入れでございます。

続きまして、428ページをお開きください。

14の諸収入でございます。

1の受託事業収入につきましては、自然公園等管理受託事業収入ということで、月見山のこどもの森にかかります地元活用促進事業ということで香南市から受託事業を受け入れております、それによる収入でございます。

また、14の林業振興・環境部収入でございますが、これは環境共生課収入としてオフセット・クレジットの販売収入によるものでございます。

15の県債でございます。

10の林業振興環境債は、自然公園等施設整備事業債と牧野植物園施設整備事業債、それと15の災害復旧債ということで、自然公園と県有施設等の自然災害によります被災した場合に備える復旧債でございます。

続きまして、歳出の御説明をいたしますので、429ページをごらんください。

3の環境共生費でございます。右の欄の主なものについて説明させていただきます。

まず、人件費につきましては、職員定数の見直して14名の分でございます。

2の環境共生保全費でございますが、これは環境影響評価技術審査会、また課内の行政事務に係る経費でございます。

430ページをお開きください。

3のオフセット・クレジット推進事業費でございます。これは豊かな森林資源を温暖化対策に活用しました環境ビジネスということで、オフセット・クレジット等の創設を行うための経費でございます。

1つ目のオフセット・クレジット認証センター運営等委託料でございますが、環境省よりオフセット・クレジット制度の運営の認可をいただいております。これを活用しまして県内の市町村、また事業者からの申請を受けまして県がプロジェクトの登録認証を行う

と、同時にクレジットの発行管理、販売サポートに向けた助言や支援業務を1社、高知県山林協会に委託するものでございます。

2つ目のオフセット・クレジット市場拡大事業委託料をごらんください。これはオフセット・クレジットの販売促進を図りますために専門のプロバイダーにクレジット販売を委託しまして、販路の拡大を図るものでございます。

続きまして、4の清流保全推進事業費でございます。仁淀川及び物部川の清流保全計画に基づきまして、流域住民の方々、事業者、また関係市町村と協働しまして清流の保全を図ります、仁淀川と物部川のそれぞれの清流保全推進協議会の運営経費、また清流保全計画指標モニタリング等の事務費でございます。さらには、協働の川づくりを進めますために、広報パンフレットを委託する経費でございます。

5の四万十川総合対策費をごらんください。これは四万十川条例に係ります流域保全並びに振興を推進する経費でございます。

1つ目の四万十川流域保全振興委員会委員報酬につきましては、条例で定められております重要項目について審議を行っております委員会で設置した委員報酬でございます。

2つ目の四万十川流域保全振興委員会運営等委託料につきましては、委員会の開催、運営等を業務として委託するものでございます。

続きまして、4つ目の四万十川財団運営費補助金でございますが、四万十川流域の保全と振興の対策を推進する実践組織であります四万十川財団の管理運営費の一部を助成するものでございます。

続きまして、6の希少動植物保護対策事業費でございます。高知県希少野生動植物保護条例に基づきまして、県内に生育する希少野生動植物の保護対策を行いますとともに、生物多様性基本法に基づきまして策定いたしました生物多様性こうち戦略の推進を図るものでございます。

続きまして、431ページをごらんください。

1つ目の環境審議会自然環境部会委員報酬につきましては、生物多様性こうち戦略に係る取り組みなどを御審議いただきます委員報酬でございます。

2つ目のレッドデータブック改訂委託料でございますが、県内の絶滅のおそれがあります野生動物の生息状況を明らかにするということで、平成26年度から改定作業を進めております高知県レッドデータブック動物編の改訂調査、ことしが最終年度になりますが、本年度中のレッドリストの作成を目指すものでございます。

次の希少野生植物食害防止対策委託料でございますが、ニホンジカの食害によりまして希少野生植物などの被害が著しく発生しておりますことから、専門機関によりまして現地調査、被害の発生しております場所への周辺ネットの防護柵のネット、さらには希少植物の復活のモニタリング調査ということで希少野生植物の保護対策を行うものです。

次の生物多様性地域戦略普及啓発事業委託料でございますが、これは常日ごろからさまざまな生物多様性の保全につながる環境保全活動に取り組んでおられます団体や事業者、また幅広い県民の方々など一人一人のライフスタイルに合わせました生物多様性の配慮行動ということで、身近な取り組みを紹介しながら理解を深めるディスカッションの場としまして、生物多様性こうち戦略フォーラムの開催をしたいということで運営等を委託するものでございます。

次に、7の自然公園等施設整備事業費でございます。これは自然公園や長距離自然歩道、四国のみちでございますが、長年の使用によりまして、美観が損なわれたものや危険な施設の改修等に要する経費でございます。

設計委託料につきましては、足摺宇和海国立公園の土佐清水市の見残し園地にありますトイレの改築工事を行うための設計委託、それとあわせて工事の管理委託を行うものでございます。

施設整備工事請負費でございますが、これは四国のみちや自然公園の遊歩道や看板改修、またトイレの改修などに充当する経費でございます。ことしは5カ所を予定しております。

続きまして、8の自然公園等管理費でございますが、これは自然公園などの維持管理のための経費です。

1つ目の四国のみち管理委託料につきましては、県内に38ルート、総延長で440キロございますが、四国のみちを快適に利用していただきますために、歩道の草刈りやトイレの清掃などを委託により実施するものです。

次の月見山こどもの森管理運営委託料でございますが、香南市にあります県立月見山こどもの森の管理運営を指定管理者であります情報交流館ネットワークに委託するものです。

次に、9の牧野植物園管理運営費でございます。第3期目となります平成28年度から32年度までの5カ年間、高知県立牧野植物園の管理運営を高知県牧野記念財団を指定管理者に選定することについて、さきの12月の定例議会で御承認いただきました。これの28年度管理委託料ということで記念財団に管理運営をお願いするものでございます。

次に、432ページをごらんください。

耐震診断委託料でございますが、牧野植物園の開園当時、昭和38年、管理文庫事務所として建築されました、その後また第2期の整備時に実験施設、研究棟としまして平成16年に資源植物研究センターとして開所いたしました。そこが今現在に至っておりますが、この施設の南海地震対策のための耐震診断を委託により実施するものでございます。

次の下水道工事設計委託料でございます。これは牧野植物園の北側の高須大谷地区に下水道設備の延伸に伴いまして、平成25年度に牧野植物園の施設排水も接続を完了させてお

ります。この接続に伴いまして、既設排水管の老朽化、また下水道対応となります排水管が必要なことから、これらの構造変更に伴います設計を委託により実施するものでございます。

次の基本構想策定委託料でございます。牧野博士の業績を顕彰するため、昭和33年に五台山に開園しました牧野植物園は、平成30年には開園60周年を迎えます。また、平成22年の土佐・龍馬であい博で約20万人の来園者を突破いたしました。現在13万7,000人程度に落ち込んでおります。これらのことを受けまして、新たな魅力の創出の時期に来ておりますことから、県民や利用者の皆様方からのニーズ、また植物園のポテンシャルをさらに生かすということで今後のあるべき姿を明らかにしまして、県内外、海外の観光客の皆さん、さらなる確保に向けた牧野植物園磨き上げ整備の基本構想の策定に本年度から取り組みます。

なお、基本構想策定におきましては、外部の有識者の方、県内の関係者などで構成します委員会を組織しますとともに、地元の観光、また教育、子育て世代、福祉関係者の方々などによります事前のモニター調査も実施しながら、冬場のシーズンオフ対策も含めまして幅広い意見を反映した計画とするため、2カ年間で検討してまいります。

次の10の豊かな環境づくり総合支援事業費補助金でございます。これは高知県環境基本計画の第3次計画、現在4次改定に向けて進めております低炭素社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくりの3つの社会づくりを実現しますためのNPO等が行います地球温暖化対策の啓発活動、河川の環境保全活動学習などさまざまな生物多様性の保全に対する活動を、ふるさと寄附金基金を活用しまして支援するものでございます。

次に、科目15の災害復旧費をごらんください。

1の公園施設等災害復旧費につきましては、自然公園区域内の施設が台風などによりまして被害を受けた場合、その復旧に必要な予備的な経費を計上しているものでございます。

以上が一般会計でございます。一般会計、環境共生課の平成28年度の総額でございますが、5億9,320万8,000円となりまして、前年度当初予算額に対しまして2,204万8,000円の増で、対前年比103.9%となっております。

続きまして、債務負担行為を説明します。

434ページをお開きください。

本年度以降の牧野植物園の基本構想策定委託料につきまして債務負担行為をお願いするものでございます。先ほど歳出予算で説明させていただきました牧野植物園の磨き上げの基本構想策定につきましては、牧野植物園戦略の3つの柱がございます。教育普及、憩いの場、研究型植物園、これらを中心といたしまして、さらには観光振興の一翼を担う県内外の観光客の取り込みなど、園地リニューアルを含めました魅力アップのための県民のさ

さまざまな分野の事業者、団体の方々から御意見をお聞きするという一方で、これらのモニター調査をもとに委員会の検討資料にも反映していきたいと思っております。

また、夏場と冬場のオフシーズンに若干入園者の落ち込み対策もごさいますことから、効果的な基本計画といたしますために、翌年度にまたがります委託料としまして、翌年度債務負担行為の計上をお願いするものでごさいます。

続きまして、土地取得事業特別会計でごさいます。

767ページをごらんください。

歳入につきまして説明します。

土地取得事業収入でごさいますが、これは自然保護基金の運用益、財産貸付収入、繰越金などでごさいます。

続きまして、歳出でごさいますが、768ページをお開きください。

歳出の2自然保護基金管理費でごさいます。これは自然公園などの自然景観のすぐれた土地や自然保護上重要と認められます土地を基金により取得するもので、土地を取得するための調査、またこれまで取得しました土地の維持管理費等に要する経費でごさいます。

以上で平成28年度当初予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、補正予算の説明をいたします。

平成27年度2月補正予算について御説明します。

資料No.④の議案説明書（補正予算）の244ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

14の諸収入の14林業振興・環境部収入でごさいます。これはオフセット・クレジットの販売収入でごさいますが、充当しておりますオフセット・クレジット市場拡大事業委託料の委託先によりますJ-VERクレジットの販売量が減少したことによる減額でごさいます。

次に、245ページをお開きください。

10の林業振興環境費、3環境共生費の人件費でごさいますが、組織定数の見直しによります職員数の減に伴います一般給与費の減額と、新たに配属されました市町村派遣職員に係ります市町村への負担金の増額でごさいます。

次の2のオフセット・クレジット推進事業費は、先ほど歳入でも御説明いたしましたオフセット・クレジット市場拡大事業委託料の販売数量の減少に伴う減額でごさいます。

以上、補正の総額1,303万2,000円の減額となります。これによりまして平成27年度の環境共生課の予算は5億5,812万8,000円となります。

環境共生課からの説明は以上でごさいます。よろしく申し上げます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(な し)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈環境対策課〉

◎弘田委員長 次に、環境対策課の説明を求めます。

◎川上環境対策課長 環境対策課でございます。それでは第1号議案、第23号議案を一括して御説明をいたします。

まず、第1号議案平成28年度一般会計予算でございます。

資料No.①当初予算の17ページをお開きください。

第3表は地方債でございます。3行目にございます石綿健康被害救済基金出せん金1,200万円は、石綿による健康被害の救済に関する法律第31条の規定によりまして、石綿健康被害救済基金に対しまして各都道府県が出捐をいたします財源を、同法第33条の規定に基づきまして起債により計上しているものでございます。

次に、資料No.②の当初予算議案説明書435ページ、環境対策課のほうをお願いします。

歳入でございます。

科目の8使用料及び手数料のうち8林業振興環境使用料は、環境省と高知市が環境研究センター内に大気測定用のパソコン等を設置しておりまして、それに係る目的外使用料を歳入として計上しておるものでございます。

2行下の9林業振興環境手数料は、公害紛争処理申請手数料やフロン類充填回収業者登録手数料、それから自動車リサイクル法に基づきます使用済み自動車の引き取りや解体業の許可手数料、さらには産業廃棄物の収集運搬や処分業の許可手数料を歳入として計上しているものでございます。

次の9国庫支出金のうち9林業振興環境費補助金は、市町村等が行います一般廃棄物処理施設の整備に係る指導監督交付金として国から交付されるものでございます。

次の7林業振興環境費委託金は、国からの委託事業として化学物質等の実態調査を行う業務や、国が梶原町に設置しております測定局の管理を県が行っておりまして、その経費となっております。

次に、436ページをお願いします。

14諸収入のうち3過年度収入は、過去に不法投棄されました硫酸ピッチを行政代執行により撤去した費用に係る弁償金となっております。

次に、14林業振興・環境部収入についてですが、これは高知市棧橋通りにあります環境研究センターのある建物に同居する形で公益財団法人高知県総合保健協会が一緒におります。環境研究センターが庁舎管理者として光熱水費などの管理費を一括して支払っております関係から、高知県総合保健協会が使用します光熱水費を諸収入として受け入れるものでございます。また、福祉保健所と環境研究センターに配置しています非常勤職員でありますとか、当課の臨時職員の労働保険料を諸収入として受け入れているものでござい

す。

次の15県債についてですけれど、10林業振興環境債は、先ほど御説明しました石綿健康被害救済基金へ拠出する出捐金に係る起債でございます。

続いて、437ページをお願いします。

歳出でございます。

科目の4環境対策費のうち主なものを右の説明欄に沿って御説明をさせていただきます。

まず、1人件費は、環境対策課16名と環境研究センター13名、合わせて29名分の給与費でございます。

次の2産業廃棄物処理対策事業費は、廃棄物の適正処理や災害廃棄物対応などに要する経費でございます。

2つ目の廃棄物緊急処理委託料は、県内5つの福祉保健所で市町村や関係機関などと連携して行っております、不法に投棄された廃棄物の撤去に要する経費でございます。

次に、438ページをお願いします。

1つ目の産業廃棄物適正処理啓発事業委託料は、排出事業者や処理事業者などを対象に講習会を開催する経費でございます。

次の産業廃棄物管理票集計業務委託料は、産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェストの状況報告書のチェック及び集計を行う経費でございます。

次の災害廃棄物処理対策事業委託料は、地震等の発生した場合、初動期に市町村職員がどのように動いていくのか、行動内容を明らかにし、災害発生時における行動指標として活用することができる行動マニュアルとかアクションカード、そういったものを作成しますとともに、県災害廃棄物処理計画において対応策の明示に至らなかったL2対応の検討、そういったものに行う経費でございます。また、あわせて引き続き市町村を個別に訪問し、市町村におきます災害廃棄物処理計画の策定を支援してまいります。

次のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業委託料は、電気事業法に基づき電気工作物の保守点検を行っています四国電気保安協会が持つPCB廃棄物に関する情報を活用することで、届け出が漏れている事業者を発掘するために要する経費でございます。届け出が漏れている事業者が判明した場合、直接事業者に赴いたうえで県への保管届出、処理事業者であるJESCOへの登録、さらには処理期限内の確実な実施、そういったことを指導していくこととしております。PCB廃棄物が未処理のまま放置されることがないように取り組んでまいります。

次のマスタープラン策定委託料につきましては、議案補足説明資料により説明をさせていただきます。

議案補足説明資料の赤いインデックス、環境対策課のところをごらんいただけますでし

ようか。10ページです。

今後の管理型産業廃棄物の最終処分のあり方に関する検討についてというタイトルになってございます。

まず、資料の左側、現状と課題でございます。平成23年10月から操業を始めましたエコサイクルセンターですけれど、昨年9月末現在で丸4年が経過しております。全体の大体約4割に相当するおよそ4万4,000立方メートルが埋め立てられておまして、この量といいますのは計画の2倍ほどのペースということになってございます。こうした計画を上回るスピードで埋め立てが行われた要因としましては、廃石こうボードと鉍滓の埋め立てが多くなったということが主な要因となっております。建物の解体時に生ずる廃石こうボードは、従来安定型で埋めることができたんですけど、国の取り扱いが変更になったということで管理型へ埋めざるを得なくなったが1つ目です。

また、鋳物工場から生ずる鉍滓ですが、高知市の弥右衛門土地区画整理事業に伴い想定外に掘り出されたおよそ1万1,000トンほどございまして、これを計画埋立量のおよそ2年分に相当します。そういったものが受け入れざるを得なかった、こともございます。それぞれ埋立計画量の5倍から3倍の埋め立てとなっております。9月末の残容量としましては6万7,000立方メートルほどで、このままのペースで埋め立てが続きますと、6年後の平成33年度末には残余容量はほぼゼロになるという見込みとなっております。

産業廃棄物とは、全国的に域内で発生した廃棄物は域内で処理するのが基本的なルールとなっております。四国3県を含め多くの都道府県では県外産廃の受け入れにつきましては事前協議制を導入し、自由な持ち込みということもできなくなっております。本県もこの制度を設けておまして、埋め立てを目的とする県外産廃の受け入れということは原則として認めておりません。

こうした状況の中でありまして、管理型最終処分場は県内ではエコサイクルセンターだけと、センターでも埋め立てができないということになりますと、事業者は廃棄物の引受先を県外に求めざるを得なくなると。そうなりますと、製造業とか建設業とか事業の運営とか安定した処理体制に少なからず影響が出てくるものと考えております。エコサイクルセンターの整備には、実際およそ大体6年ほどの期間がかかっております。そういった意味で今後の最終処分のあり方を検討する時期に来ておると考えまして、来年度まずは基本構想であるマスタープランの策定に必要な予算をお願いしておるものでございます。

それで、資料の右側ですけれど、課題解決のための施策と書いてございますけれど、マスタープランではまず産業廃棄物の発生量のほか実態の把握、それからエコサイクルセンターの現実の実際利用されよう方への聞き取り調査を行いまして、それとあわせて廃棄物の基本的な循環資源としての活用、リサイクルの動向にも留意しながら、本県における管理型最終処分の整備の必要性や公共の関与を含めた整備手法や必要な施設の規模、構成、

そういった基本的な部分を検討する予定としております。さらに、プランの策定におきましてはオープンな議論と情報公開、こういったものが重要と考えておりますので、策定に当たりますの学識経験者、経済界、産業界、消費者団体、さまざまな分野の方で構成する検討委員会も設置して、いろいろな意見や助言をいただくことも考えておりますし、随時議会にも御報告もさせていただいて、マスタープランをつくっていくことを考えております。

それで、仮にこのマスタープランにおいて公共関与による最終処分場の整備が必要であるとの結論になれば、そのプランに即して候補地の選定でありますとか測量調査、設計、そういった手順を進めていくことになろうかと考えております。

それでは、資料No.②の議案説明書に戻っていただきまして、438ページをお願いいたします。

マスタープラン策定委託料の3行下ですけれども、放置自動車適正処理推進事業費補助金です。これは平成13年に施行されました放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関する条例に基づきまして、市町村が行いました放置自動車の除去に要する費用に対して助成を行うものでございます。

次の不法投棄原状回復支援金返納金は、平成14年の本川村における硫酸ピッチの不法投棄の撤去に関して、経費約1,800万円余りのうち4分の3に相当する1,300万円余りを公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から支援を得て行いました。過去に撤去に要した費用につきましては、不法投棄を行いました6人の実行犯に対して求償を求めてきておりまして、昨年度に納付されました額のうち財団から支援を受けた4分の3に相当する額を返納するという、そういうものでございます。

次の事務費ですけれども、この中には清潔で美しい高知県をつくる条例に基づきます事業としての環境美化推進事業費がございまして、事業の内容としましてはボランティアの参加、傷害保険料、清掃用具や啓発用ポスター、ごみの処分費用など、美化活動を広く県民に浸透していくよう取り組んでいくというふうに考えております。

次の3エコサイクルセンター支援事業費でございまして、この事業費は、先ほどお話ししましたエコサイクルセンターの運営を支援するための事務費と地元日高村の地域振興を図る経費でございまして、地域振興対策交付金は、地元日高村が行います振興策に対して支援するもので、メニュー事業であります日高村営住宅事業に係る経費と、村が主体となって行います5つの選択事業に充てる経費として、ふるさとづくり基金に積み立てる6,000万円を交付しております。

なお、この交付金につきましては平成19年度から10年が経過しますことから、来年度で終了することになります。

次の4環境研究センター費でございまして、環境研究センター費は、環境研究センターの

清掃業者の維持管理、さらに439ページに移りまして、保有している機器の保守管理や大気環境移動測定、測定器具の洗浄への補助業務を行う非常勤職員の報酬、さらにはその他環境保全上必要な測定や調査研究、技術指導を行うための管理運営経費となっておりまして、

次に、5の環境保全事業費でございます。この環境保全事業費は総合的に環境保全の推進を図るため、環境審議会水環境部会や公害審査会の開催、それから水質汚濁防止法や大気汚染防止法など環境法令に基づきます環境監視や事業場の監視などを行う経費でございます。

4行下の公共用水域水質調査委託料、それから地下水水質調査委託料、微小粒子状物質成分分析等委託料、道路交通騒音調査委託料は、水質汚濁防止法や大気汚染防止法などの環境法令に基づきまして、いわゆる環境モニタリング調査を民間の試験検査機関に委託する経費でございます。

次の酸性雨測定機器保守点検等委託料は、環境省の委託事業で国が梶原町に設置しております測定局にある機器の定期点検に係る経費でございます。

次のダイオキシン類濃度測定調査委託料は、ダイオキシン類特別対策措置法第26条の規定に基づきます常時監視として、ダイオキシン類の一般環境中の影響を把握するため、大気、河川や地下水の水質、底質、土壌についての調査を民間分析機関へ委託する経費でございます。

一番下の環境業務支援システム保守委託料は、環境行政業務の効率化を図るための環境業務支援システムの運用保守に係る経費でございます。

440ページをお願いします。

1行下に事務費、およそ5,000万円ほどがございますが、この中には平成16年度から取り組んでおりますリサイクル製品普及促進事業が含まれてございます。このリサイクル促進事業につきましては、廃棄物などを自然循環として利用して、県内で製造加工されているリサイクル製品などを認定し、廃棄物の発生抑制、再生利用、そういったものを促進するとともに、地場事業の振興を図ろうとするものでございます。また、この事務費には監視測定機器整備費として、本年度香美市土佐山田で整備しております大気測定局や環境研究センターで使用する環境監視機器の購入、大気測定車及び卓上電子顕微鏡のリース代に要する経費として計上しております。

次に、6ですけれども、ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理基金出せん金、この出捐金につきましてはPCB廃棄物を処理する際に負担能力の小さい中小企業者の負担を軽減し早期処理を促す目的のもとに処理費用に対して助成を行いますポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金というのがございまして、それへの出捐金でございます。この基金につきましては、国と都道府県で2分の1ずつを分担して造成することになっておりまして、平成26年

度以降は基本的に7億円ずつを目標として基金に積み立てをしております、その所要額を計上しているものでございます。

次の7石綿健康被害救済基金出えん金でございます。さきに地方債で御説明をいたしました、本県の出捐のための所要額を計上しているものでございます。

以上、環境対策課の当初予算総額5億29万9,000円、前年度予算額と比べまして金額で1,637万4,000円、率でおおよそ3%の減となっております。

続きまして、第23号議案でございます。資料No.④補正予算の246ページをお願いいたします。

平成27年度補正予算でございます。

歳出になってございます。

4環境対策費の一般職給与費の減額ですけれど、主に職員数の減により人件費の補正をお願いするものです。

以上で環境対策課の補正予算額は1,569万7,000円の減額となっております。

以上で環境対策課の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎米田委員 基本構想マスタープランの委託料、これは検討委員会とか含めて1,398万円という理解でいいですか。438ページ。

◎川上環境対策課長 この委託料につきましては、あくまで純粋なマスタープランの基本構想の策定に関する委託料です。検討会に係るもろもろの経費、報償費とか旅費とか要ろうかと思えますけれど、そういったものは別途で事務費の中で計上しております。

◎米田委員 ここにポンチ図で書いてくれちゅう、適当、妥当だと思うんですけど、これくらいかかるんですかね、委託料。ここに書きちゅうようなことを検討するのに。

◎川上環境対策課長 この見積もりに当たっては、一応うちのほうから仕様も示しまして、そういった中で参考見積もりをとりまして、その業務に応じた見積もりと考えております。

◎米田委員 県政上の長年の懸案の課題で、ようやくでき上がって処分し始めましたけれど、これ20年の予定が、稼働期間が半分の10年間になってしまうことから考えたときに、本当に今計画量上回った理由はありますけれど、廃石膏ボードがいつから変更になったかわかりませんが、そういう見通しがどうだったのか、高知市の土地区画整理事業で出てきたら、市の事業ですよ。だから、市としての負担割合とかそういうのも含めてあるんじゃないかと思うんですけど、これは大変な住民の皆さんの御苦勞の中でつくり上げたものが、なぜこんなになってしまったのか理由は書いてありますけれど、本当にそれでどうかという総括をきちっとしないと1つはいかんと思うのと、同じ轍を踏むことはできませんの

で、あと5年の間ぐらいに計画立てて、いざ完成ということで大変なことになるので、そこら辺どんなに仕切り直しを。

◎川上環境対策課長 こういった形になったのは、いろいろ埋立計画量を見込む際にも実際当時の事業者とかのアンケート調査とか、それから場合によっては事業者に行き行って聞き取り調査、そういったものを見て見込んだところです。結果として見込みとはちょっと違う形にはなりましたが、その当時としては精いっぱいの見込みをやった計画量、それが20年間の計画になっていたと思います。

あとそれに対して実際23年といいますから、操業が開始して、実際実績を見ますと鉦滓と廃石膏ボード、埋め立てが計画を大分上回っていると、廃石膏ボードについての伸び、特に建物の解体棟数の伸びといったものをなかなか見込み切れなかったところもございませぬ。

それと、安定型のものが管理型で受けざるを得なかったと、特に高知県全体ですけれども、それはリサイクルというのが他県と比べても特に廃石膏ボードなんかのリサイクル業者、がちょっと弱いところもあろうかと思ひます。鉦滓につきましては、たまたま区画整理事業によって生じた廃棄物というところで、やはり最終的にリサイクルとか資源化とかはできないということで、エコサイクルセンターで受けざるを得なかったと思ひております。

◎米田委員 議会も含めて、やむを得なかった、仕方なかったと今聞いたら大体気持ちもわかるし経過もわかるんですけど、それは県民のとうとい税金を使うで大変トラブルがあった事業で、20年間の計画期間が10年しかもたんというたら、もうこれは大変なことだと思ひるので、僕はもう少ししっかりとほかに手だてがなかったのか、今後のこと考えたときに、やっぱり厳格に、もっとシビアに総括もし、技術上も考え方も含めてぜひ、議会も含めてですけど、きちんとしてないと県民は納得しませんよ、これは。わずか10年でもういっぱいということになりますので、部長どうですか。

◎大野林業振興・環境部長 確かに御指摘のとおりだと思ひます。一方でいろいろ制度の変更とか、予期しなかったことが出たのは非常に大きなことは間違いないんですが、その一方で他県と比べまして、例えば通常ベースで出てくる鉦滓のリサイクル率なんかは本県は非常に悪い、どういうことかという、鉦滓に含まれている成分の問題でなかなかリサイクルに回せない特殊な事情もございませぬ。したがって、これを受け入れないわけにいかない、同時に結構鉦滓関係というのは自動車の部品の金型、そういうものをつくると、それがここへ来て少し好調であって、当初の計画以上にもととの鉦滓の排出量自体が伸びていると、同時にそれをエコサイクルが比較的安価で受け入れることによって、従来であれば県外まで運賃を投じて持っていかなきゃいけなかったのを産業面で支えている側面もあります。ただ、そこが十分事前に読み切れていなかった、つまり計画の段階でそ

ういう予測を十分できていなかった点は大いに反省すべきと思っていますので、今回計画の委託にかかわる部分については今年度取りまとめました産業廃棄物の状況も参考にしながらしっかりとした計画になるよう努めてまいります。

◎米田委員 はい、ぜひよろしくをお願いします。

◎弘田委員長 ほかにありませんか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で林業振興・環境部の議案を終わります。

《報告事項》

◎弘田委員長 続いて、林業振興・環境部から先ほど部長の総括説明があった1点を加えて6点の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

まず、第3期産業振興計画（案）の産業成長戦略（林業分野）について林業環境政策課の説明を求めます。

◎上岡林業環境政策課長 林業環境政策課です。それでは、平成28年度からスタートいたします第3期の産業振興計画の林業分野における取り組みにつきまして御説明をいたします。

お手元にお配りしております委員会資料の報告事項の赤色のインデックスに林業環境政策課がついた資料をお開きください。

この資料は次期計画の林業分野の展開イメージをポンチ絵にしたものですが、まだ案の段階でして、関係者の皆様の御意見も踏まえながら最終案を取りまとめたものをこの3月の下旬に開催されますフォローアップ委員会で御議論いただき、正式に決定する予定となっております。

現行の第2期産業振興計画における林業分野の実行3年半の総括につきましては、昨年9月議会の本委員会におきまして御説明をいたしました。次期計画につきましてはその総括の内容を踏まえたものとなっております。

林業分野では、資料の一番上にございます林業分野の展開イメージ案の横に記載していますが、山で若者が働く全国有数の国産材産地を将来の目指すべき姿として取り組むこととしております。そのため、達成すべき目標といたしまして、その下の分野を代表する目標にありますとおり、2つの目標を掲げております。1つは、現行の計画と同様、木材・木製品製造品出荷額等で、2つ目といたしましては今回新たに原木生産量を掲げております。平成26年度実績を基準といたしまして、製造品出荷額等では204億円を4年後の平成31年には220億円、10年後の平成37年には256億円に、また原木生産量では61万立方メートルを4年後の平成31年には78万立方メートル、10年後の平成37年度には90万立方メートル

にすることを目標としております。

林業分野では、資料の上段中ほどにございますが、これまでに構築しました川上から川下までの仕組みを生かしまして、森の資源を余すことなく活用するための取り組みを行ってまいります。具体的には、資料の左上から柱1の原木生産のさらなる拡大、その下の柱2、加工体制の強化、資料の右下の柱3、流通・販売体制の確立、それと柱4、木材需要の拡大、そして資料の右上の柱5、担い手の育成・確保、この5つの柱立ての戦略に沿いまして取り組みを行ってまいります。

概要を簡単に説明いたします。

資料左下の木の絵にございますように、これまでと同様、良質のA材から端材等のD材まで余すことなく活用してまいります。これまでの取り組みにおきまして、A材の供給先として高知おおとよ製材の誘致や既存の製材所の施設整備を支援してきたほか、B材につきましては本年度ラミナ製材工場を整備しており、またC材、D材につきましては、バイオマス利用として昨年県内2カ所で本格稼働した大型の木質バイオマス発電所の整備などへの支援を行ってまいりました。次期計画におきましても柱立ての2にございますように、加工体制の強化を図るため、集成材工場などの高次加工施設の整備のほか、木質バイオマス発電所の安定稼働や木質バイオマスボイラー導入の拡大などに向けて支援を行ってまいります。

こうした取り組みが進みますと、県内の木材需要はさらに高まることとなりますので、これに対応するため資料の左上の柱立て1にありますように生産性を向上させ、原木生産のさらなる拡大に取り組んでまいります。具体的には、森林を集約化する森の工場の拡大や高性能林業機械の導入、路網の整備などによる効率的な生産システムの導入に引き続き取り組んでまいります。

また、原木増産のために間伐に加えまして皆伐も行うこととなりますことから、その皆伐跡地での再生林に必要な苗木を確保するために、その生産体制の強化にも取り組んでまいります。

生産された木材・木製品につきましては、外商という形で県外はもとより海外も視野に入れて積極的に販売していく必要があります。そのため、資料右下にある柱立ての3の流通・販売体制の確立に取り組んでまいります。具体的には流通の統合、効率化といたしまして、県外の流通拠点を活用した取引の拡大やトレーラーなどを利用した低コストの定期輸送便の増便に取り組めます。また、販売先を拡大するために、県外の工務店などのパートナー企業の協力を得まして、土佐材を使った建築物等をふやしていくほか、海外への販売拡大といたしまして韓国への輸出に向けた取り組みも強化を行ってまいります。今後我が国の人口が減少することに伴いまして、国内での木材の利用先の大半を占めます住宅分野での需要も減少していくことから、柱立ての4にありますように、木材需要の拡大にも

取り組んでまいります。

これまでも県産材を使った木造住宅建築物の促進やCLTの普及に取り組んでまいりましたが、こうした取り組みに加えまして、新たに現在余り木造化が進んでいない店舗や事務所などの低層の非住宅建築物の木造化の推進にも取り組んでまいります。また、今後労働力人口も減少していくことを考えますと、林業・木材産業におけます担い手の育成・確保はますます重要となってまいります。そのため、資料の右上の柱5、担い手の育成・確保にございますように、昨年4月に開校した林業学校の充実強化を図るほか、4つ目の丸にあります、林業の裾野を広げるため、昨年から本格的な支援を行っております小規模林業につきましても、市町村との連携を図りながらさらに支援を充実していくこととしております。こうした川上から川下までの一体的な取り組みをさらに進め、その成果を拡大再生産へつなげることで、林業・木材産業のクラスターの形成を目指していきたいと考えております。

次のページですが、これはこれまで、今説明しました5つの柱立ての戦略ごとに方向性、目標、取り組み方針、主な取り組み内容を記載しております。また、その後ろには各柱立てによります取り組みのうち例えば苗木の生産体制の強化であるとか、高次加工施設の整備とか、そういった平成28年度におけます新規事業または拡充事業につきましても資料をつけておりますけれど、本日は時間の都合もございますので、説明は省略をさせていただきます。

林業環境政策課の説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

次に、高知県環境基本計画第4次計画について、林業環境政策課の説明を求めます。

◎上岡林業環境政策課長 それでは、引き続きまして林業環境政策課から御説明いたします。

本日御説明いたします第4次の環境基本計画についての説明になります。

報告事項の資料の赤色インデックスの林業環境政策課の8ページをお開きください。本日、このA3カラー刷りの横の高知県環境基本計画第4次計画の事業体系表、これで計画の概要を説明いたします。

なお、別冊資料といたしまして環境基本計画の本文の案をつけておりますけれど、本日は先ほど申し上げましたようにA3カラー刷りで説明をさせていただきます。

まず、環境基本計画につきましては、高知県環境基本条例に基づきまして、資料の左端欄の①に記載しておりますように、本県の環境の保全及び創造に関する総合的な計画とい

たしまして、基本的な方向を示すものとして策定を行うものです。現行の第3次環境基本計画の期間が平成23年度から平成27年度までの5年間となっておりますことから、第4次計画を新たに策定するもので、計画の期間につきましては平成28年度から32年度までの5年間を予定しております。

次期計画では、資料左端の柱の中ほどにございますが、③第3次計画以降の新たな視点に記載しておりますように、平成26年度に策定いたしました生物多様性こうち戦略、それと再生可能エネルギーを生かした地域の活性化、それと使途拡大による県産材の利用促進といった3つの視点での取り組みを今回次期計画に新たに盛り込んでおります。資料では上段の枠囲みの緑色の部分に記載しておりますように、左から順番に計画の基本コンセプト、その右欄に目指すべき将来像、その右にその将来像を実現するための取り組みの戦略、その右に戦略に基づく施策、事業について体系表として整理をしております。アンダーラインを引いて赤字で記載しているところは、現行計画から変更を予定している部分です。

まず、資料左上に記載しております基本的な考え方といたしましては、県民、事業者、NPO、行政など多様な主体が協働いたしまして本県の恵み豊かな環境を保全することを目的とし、その環境保全を前提とした上で海とか山とか川とか温暖な気候など、そういった地域の自然資源を活用し、観光業や林業、農業などの産業の振興にもつなげていくということを考えております。

こうした考えのもとで、その右側にございますように、目指すべき将来像といたしまして、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会の実現に向けて取り組みを行います。その下にあります3つの枠囲みの水色の部分には、それぞれの社会がどのようなものかイメージできるよう概要を記載しております。

目指すべき将来像の右側に移りまして、前に黒丸をつけております地球温暖化への対策、循環型社会への取り組み、自然環境を守る取り組み、環境ビジネスの振興、環境を守り育てる人材の育成は、計画で取り組む5つの対象分野で、それぞれの下にある黄色刷りの部分につきましてはその分野での基本的な戦略を記載しております。

一番右端の欄の赤色の部分につきましては、この5つの分野におけます主な施策、事業を記載しております。施策、事業の中で新たな視点として取り組みます生物多様性こうち戦略、これに関係する部分といたしましては、中ほどに赤字で記載をしておりますが、生態系、希少動植物の保全のために外来生物による被害防止に取り組むほか、海岸侵食の防護や自然環境に配慮した工法を採用する海岸・海洋環境の保全に取り組んでまいります。木材利用の促進の視点では、その下にありますようにCLT等による県産材の利用の促進、そのほか熱電等も回収するシステム併給による小型の木質バイオマス発電の整備による地域の未利用森林資源の活用にも取り組んでまいります。このほか、一番下にあります

ように都市部人材の活用ということで、過疎、高齢化が進む。

◎弘田委員長 説明の途中ですが、ただいまから東日本大震災で犠牲となられました方々の御冥福をお祈りするため、1分間の黙禱をささげます。

御起立願います。

黙禱始め。

(黙 禱)

◎弘田委員長 黙禱を終わります。着席ください。

それでは、林業環境政策課の説明を続行したいと思います。よろしくお願いいたします。

◎上岡林業環境政策課長 右欄の一番下にございますように、都市部の人材の活用ということで、過疎、高齢化が進む中山間地域の里地、里山などの環境を保全するために、自然体験学習やエコツーリズムなどで地域を訪れた人やU・Iターンによる移住者などの都市部の方と地域の方との交流を進める中で、地域住民と一緒に環境の保全活動を進めていく取り組みを行ってまいります。

次のページをごらんください。A4の縦1枚の紙になっております。

この表は、計画で取り組む5つの分野における達成度の指標の一覧です。次期計画におきましても現行の計画と同様、分野ごとに主要な目標数値を設定し、各分野での取り組みの達成度を確認していきます。表の中の赤字の部分が現行の計画からの変更部分で、上の(1)地球温暖化への対策の分野では、新エネルギーによる県内電力自給率を新たに追加しております。現行の計画ではその上にございます県内の温室効果ガス排出量のみとなっておりますが、この指標では火力発電所などで発電する際に排出されるガスの割合が大きく、原発の動向に大きく影響を受けるということもございまして、今回新たに新エネによる電力自給率を追加しております。

次の(2)循環型社会の取り組みの分野の産業廃棄物の再生利用の割合です。現計画では産業廃棄物の排出量となっておりますが、経済活動が活発になれば産業廃棄物の総量もふえるということもございまして、経済活動の影響を受けにくい産業廃棄物の再生利用の割合を次期計画では指標とすることとしております。このほか(5)、下にありますが、環境を守り育てる人材育成の分野におきましては、新たに①指導者の育成から④の環境保全活動を行うボランティア参加者までの4つの区分に分けて、それぞれに指標を設定することで幅広く評価できるようにしております。

今後の予定につきましては、2番に書いてありますが、現在計画案につきましてパブリックコメントを実施してございまして、この3月18日に開催する予定の環境審議会での最終審議をお願いいたしまして、4月には正式な計画として公表することとしております。

以上で環境基本計画第4次計画についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いい

たします。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

ここで15分ほど休憩します。再開は3時5分ですよろしいですか。

(休憩 14時50分～15時3分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、高知県新エネルギービジョンの改定について、新エネルギー推進課の説明を求めます。

◎山下新エネルギー推進課長 それでは、高知県新エネルギービジョンの改定について説明をさせていただきます。

林業振興・環境部の報告事項の資料の中で、新エネルギー推進課という赤いインデックスのついている資料のほうをごらんください。

1 ページ目が現行の新エネルギービジョンの総括と書いている資料になります。A3の横の資料になります。

まず、現行の新エネルギービジョンの総括を簡単に御説明させていただきます。

固定価格買取制度の追い風などもございまして、太陽光発電を中心に新エネルギーの導入を大幅に促進されております。これまでの取り組みの成果ということで、新エネルギーの導入促進という形で今数字を示しておりますが、それぞれ一番下のグラフのほうをごらんください。一番左が平成23年度当初、ビジョンの最初の年の状況でございまして、8万6,000キロワットの新エネルギーの設備導入がございました。現在、一番近い値と申しますのは、左から2番目の平成27年9月末時点では、この8万6,000キロワットが31万5,000キロワットと約3.7倍まで設備がふえております。もうほとんどは太陽光発電が中心になって、こういう形で大幅に設備導入も進んでいると、すぐ右横にありますように、ビジョンの中で示しておりました27年度末目標の21万9,000キロワットはクリアしている状況にあります。

それから、そのほかの成果としましては、地域還流型の発電事業の推進ということで木質バイオマス発電事業所が県内2カ所操業したことによって、直接雇用が51人なども生まれております。それから、太陽光発電につきましては、官民協働によるこうち型地域還流再エネ事業スキームを創設したことによって6市町村、7カ所で合計すれば約10メガワットの発電を既に開始をしているところであります。それから、小水力発電につきましては、企業局のほうで平成30年度の後半運転開始に向けて土佐町のほうの小水力発電の事業

を今現在進めている状況にあります。

それと、一番最後の災害に強く低炭素なまちづくりにつきましては、グリーンニューディール基金を活用しまして、防災拠点等78カ所に太陽光発電や蓄電池の設備が備えられることになっております。

こうした取り組みを行った中で見えてきた課題ということで、中ほどにも示しておりますとおり、大きな問題では送電網の脆弱性の問題だとか、あと地域の参画や地域メリットの創出、それから自然環境や生活環境への影響も考慮していく必要が出てきたと、それから太陽光発電や木質バイオマス利用の新エネルギー導入もこれからさらに進めていく必要があるのではないかと、こうした課題が見えてきております。

次、2ページのほうをごらんください。

今度の新エネルギービジョンの案の概況になります。ビジョンの本体自体も添付して、案の本体自体も添付しておりますが、この概要版にて御説明をさせていただきたいと思っております。

例えば、このエネルギービジョン案につきましては、工業関係者だとか農林業関係者、それから電気事業関係者、学識経験者などから成るビジョンの改定委員会と改定部会によってこのビジョン案を御審議いただきながら作成しております。

まず、一番初めに左のほうを見ていただきますと、高知県が目指す将来の新エネルギー利用の姿、これは電気、熱、全てのエネルギー、将来の理想像という形になりますが、高知でつくれるエネルギーで、高知産100%で高知のエネルギーを賄えたらいいよねというような理想の姿を今現在描いております。

こういう将来の姿を描きながら、改定の目的のほうをごらんください。これまでの取り組みによりまして、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーが急速に進んできましたが、また大きな課題なども発生している状況がございますので、こうした現状を踏まえて新エネルギーのさらなる導入を促進するために、また新たな新エネルギービジョンを改定するという形になります。

改定のポイントとしましては、先ほど説明いたしました高知産100%！自然エネルギーあふれる「こうち」の創造をキャッチコピーとして、将来の新エネルギー利用の姿を提示しております。

それから、これまで目標としまして、新エネルギーの設備導入量の目標を掲げていましたが、それに加えまして新たに地域振興に関する指標というものを設定することも現在考えております。

それと、計画期間は現行ビジョンと同じ来年度からの5年間、平成28年度から平成32年度を予定しております。

導入促進の意義でございますが、これも前ビジョンのものを一部引き継ぎまして、地球

温暖化対策への貢献だとか持続可能なエネルギーの活用、地域メリットの創出といった意義があると考えておまして、基本方針としては新エネルギーのさらなる導入促進と新エネルギーを地域振興に生かすと、こういう大きな2つの方針のもと今後ビジョンを進めてまいりたいと考えております。

次に、右の欄のほうの目標値の設定について御説明をさせていただきたいと思っております。

導入設備規模、従来から行っておりますが、これの目標値を今回また新たに設定しております。一番左側は、現行は平成26年度末の状況でございます。中ほどの中期目標は5年後の目標、長期は10年後の目標という形で今設定をしております。

簡単に上からの御説明をさせていただきますと、太陽光発電、大中規模、これは10キロワット以上の設備になるんですが、これにつきましては現在の設備認定の状況から、引き続き中期目標までは順調に伸びるといふふうに見込んでおります。ただ、10年後の目標につきましては一定系統接続の課題が解消されることなども前提に、これだけ見込まれるのではないかと今現在見込んでおります。それから、小規模につきましても現行の住宅への導入状況などから数字を見込んでいるものとなっております。

それから、小水力の発電につきましても、現在計画中のものとか、あるいは努力目標を設定した中で現行よりも1.3倍、1.6倍というふうな伸びを見込んでいるものになります。

それと、風力発電につきましては、これもまた現在進行中、まだ稼働はしてないんですが、進行中の民間事業などもございまして、そういうものも計算に入れた上で今後2.4倍、2.9倍ぐらいの伸びを見込んでおります。

それと、木質バイオマスの専焼施設につきましては、もう既に御存じのように高知市、宿毛市の2カ所で現在普及しているものに加え、今後木質バイオマスの利用量は最新計画に連動しまして伸びていきますと、さらに小規模のもので1,000キロワット級とか、あるいは500キロワット級はもう2個、1,000キロワット級は1個、500キロワット級はもう2個ぐらいは見込めるんじゃないかということで目標に取り組んでおります。

混焼施設については変わりございません。

こういう形を合計しますと、新エネルギーの導入設備ということで、合計の欄で設備導入の形をとって、5年後は2.2倍、それから10年後は一定の条件はつきませんが3.5倍の伸びがあるのではないかと現在見込んでおります。

それと、合計欄のすぐ下の新エネルギーの自給率というところをごらんください。欄外の※の2で御説明はしておりますが、新エネルギーは主として発電設備の導入が進んでいることから、電力の自給率に着目し目標値を設定しております。電力の自給率というのは、本当の自給率という意味じゃなくて、ここに書いていますような定義づけを行っております。県内の消費電力量、平成21年から25年度までの平均に対しまして、県内の発電電力量の割合を仮にこういう電力自給率という形であらわしております。これを見ますと、

現行は11.8%であるものが5年後は21.2%、10年後は30.0%になるように目指していこうというものでございます。

それから、そのすぐ下の水力発電のほうなんです、これは新エネルギーではないんですが、従来のダムの水力発電などの再生可能エネルギーに含まれる水力発電の設備もございしますが、これを足しますと再生可能エネルギー全般の電力自給率というものをあわせて示しておりますが、現在66.5%あるものが5年後は76.3%、10年後は85.1%になるだろうというものを目指していこうというふうに見込んでおります。これが導入設備規模に関する目標となります。

それから、そのすぐ下の2番目で新たに設定いたしました地域振興に関する指標ということで、2つの項目を設定しております。地域や県内事業者が事業主体となった新エネルギー発電事業者数の数を一定指標として押さえていこう、ただ太陽光発電はもう既に設備認定の申し込みなんかで決まっておりますので、これはもう参考値として押さえるという形で、それ以外の発電について主に県内事業者が主体となった発電事業者の数を押さえていこうということを考えております。

もう一点は、これは県内、県外問わず地域貢献、地域振興に取り組む新エネルギー発電事業者の数を押さえていこうと、これは太陽光発電も含んだものになっております。こういう形で地域振興にどれだけ貢献していただく事業者が出てくるかという指標も考えておくこととしております。

それから、そのすぐ下の課題と対応策になりますが、これはかいつまんで主なものを御説明させていただきます。全体的な大きな問題としましては、系統への接続の問題というのが発生しておりますが、やはり高知だけではなく全国的な問題でもあり、非常に費用もかかる問題となっておりますので、引き続き国等への政策提言を強力に行うことで、こうした課題の解決を図っていくとともに、高知県のほうでも地産地消の仕組みづくりというのを現在やっておりますので、こうしたことも進めていくという形で対応をとってまいります。

それから、1つ飛ばして自然環境や生活環境への影響ということでは、新エネルギー導入のルールづくりと、まず後ほど説明しますように太陽光発電に関するルールづくりなんかも進めていくという形になります。

それから、4つ目の県外資本による事業で地域メリットが少ないということに対しましても、地域の事業への参画や県外資本事業者等による地域振興につながる仕組みづくりを考えてまいりたいと思っております。

あと太陽光につきましては、小規模のほうでは例えばこれから売電以外の付加価値、メリットの明確化という意味では、自家消費の視点からメリットがあるよということなんかで、こういうことも進めていければと考えております。

それから、小水力につきましては適地が少ないとか、一定費用が、初期導入までに費用がかかる、調査設計に費用がかかるといった課題もございますが、こうしたことも新たな適地の掘り起こしとか、支援策の検討を行っていきたいと思っております。

風力につきましては県外企業の参入が多いということもありますが、同じく地域の連携の仕組みづくりなんかを検討してまいります。

それから、木質バイオマスにつきましては、発電利用につきましては、まず現在ある2カ所の木質バイオマス発電所のフル稼働のための安定供給体制の整備というのをまずは行って、他にプラスアルファをしていければと考えております。

あらあらでございますが、これが課題と対応策の概要になります。

現在は3月18日までパブリックコメントを行っておりまして、今後はこのパブコメの意見も反映し、今回の委員会での御意見なども反映しながら、今月下旬の改定委員会でビジョンを決定する予定としております。

新エネルギービジョンの改定につきましては以上になります。よろしくお願ひいたします。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎武石委員 率直な感想を言わせていただくと、新エネルギービジョンに至ってこれだけの電力を将来にわたってつくりますよというのはわかるんですけど、これが県民の生活、高知県の産業振興にどうつながるのか、本当に県民が求めている成果の部分がこれだけじゃ見えないと思うんですよ。新エネルギーやから何か環境によさそうなみたいな漠然とした印象しか持っていないと思うんです。ですから、これが実現することによって、さっき私が申し上げたような部分がどうなっていくのか、ぜひ明確に県民にわかりやすいように、それから県内の産業を支えているいろんな企業も関心を持ってくれるように仕向けていただきたいと思ひます。

メガソーラーのことも、後にも議論になると思うんですが、私の地元にもできていますけれど、ほとんどというか誰も喜んでない、誰のためのものなのか、結局それを設置した企業が利益の恩恵に浴すだけじゃないのかとか、むしろ環境被害とか、そういった懸念のほうが大きいのが現状ですので、新エネルギーイコールすばらしいものということにもならんと思うし、今私が申し上げたことに対しての御所見をお聞きしたいと思うんですけど、これを進めるに当たって。

◎山下新エネルギー推進課長 確かに県民直接と言われたら、現在太陽光発電が中心になっておりますので、非常に厳しいものもございますが、ただ温暖化対策とか持続可能なエネルギーという意味では大きなやっばりエネルギーだと思います。言われましたように、産業面においてはこれもなかなか取り組みの弱い部分もあるかとは思ひます。とりあえず今ビジョンの案をこういう形でスタートはいたしますが、現行ビジョンでも行っています

けれど、P D C Aを導入する推進協議会をつくっておきまして、第三者を入れたP D C Aを行っておりますので、その中で言われたような産業面での新たな指標なんかも出てくるようで、設定できるのであればP D C Aの中で考えていきたいと考えております。

◎米田委員 全国に先駆けて新エネルギー推進課という課を県レベルでつくって、健闘されていると基本的には思っているんですけど、しかし世界の流れからいうと、まだまだ頑張ってもらいたい位置にあるだろうと思っています。地球温暖化の問題、自然エネルギーの爆発的な普及という点でさらに奮闘していただきたいと思います。

それで、今武石委員も言われたように、県のアドバイザーでやりよった飯田哲也さんの講演を皆さんも聞かれたことがあると思うんですけど、やっぱり住民、県民、国民の手にこのエネルギー問題をきちっと握って、地域経済、循環経済にしていくことが非常に大事で、飯田哲也さんは地産地消と言うとる。自分でつくって自分が持つ、そういう取り組みがないと、本当に地域経済の点からいっても自然エネルギーの普及に大きく貢献できるのではないかなと思います。ただ、高知県の場合は市民共同発電所とか、取り組みが弱いので、県民的な努力もせないかんし、県としても市民参加のやり方について、ぜひもっと支援をしていただきたいなと思っています。

基本はそれですけど、小水力、高知県はもっとポテンシャルからいうと何百カ所もありましたよね。自然環境の中で小水力発電が可能性ありますよと、以前から言われていたんですけど、適地が少ないと、実際どうなのか、水利権の問題とかいろいろありますけれど、適地そのものはもう少し量的にあるのではないかと感じたんですけど、どうでしょうかね。

◎山下新エネルギー推進課長 小水力の適地につきましては、過去に公営企業局が県内50カ所ぐらいからまず始めまして、市町村のヒアリングの上、精査した中で大体事業化できるものは事業化できるような状況になっているところでありまして、ただ言われるように余り進んでいない、姿が見えてこないということもありますので、改めてまた適地の掘り起こしをこのビジョンに基づいてうちもやっていって、市町村の人にも実際に事例を見ていただいて、こういうやり方でできるんだ、梶原なんかもうやっていますので、改めて掘り起こしも行いながら、場合によっては支援の検討もしていきたい。初期設計とか詳細設計に結構お金がかかると、その時点で採算が大体判断できるということですが、その費用負担が大きいことも聞いていますので、支援のあり方もちょっと検討していきたいと思っております。

◎米田委員 ぜひお願いします。ただ、つい最近も馬路のほうで小水力発電協議会が参加をして、新たに小水力もできるということで御本人からお話も聞きましたけれど、そういう可能性は十分引き続き酌み尽くすような対策をぜひ強化していただきたいと思っております。

で、よろしく申し上げます。

◎**金岡委員** 今言われましたけれど、エネルギーの地産地消、地元の業者が持っておれば、これは経済の波及効果を初めいっぱいあるわけです。そこで1つは園芸がいっぱいやられているわけで、ボイラーの話がいっぱい出てきました。発電と一緒にしたコージェネの考え方は全く持ってないのかどうか、それから小水力発電について、私もいろいろお聞きをしました。そうすると、国交省のほうでは砂防ダムを使ってもいいよという話も出ていましたので、砂防ダムを使えるとなると適地はたくさんあるわけですね。そこら辺はどう考えておるのか、この2点をお伺いしたいと思います。

◎**山下新エネルギー推進課長** 農業分野におけるコージェネ、余り詳しくないんですが、まず熱と電気利用という意味では熱のほうが効率がはるかにいいということで、エネルギーとしては有効かとは思っております。その中で確かに言われるように電気利用ということも考えられるかと思っておりますので、そこは農業分野との今後連携をとりながら考えていきたい部分かと思っております。

それから砂防ダムの小水力の活用ですが、県内に小水力の発電の組織、会社がございますして、今現在うちのほうもそこと情報交換をし課題を洗い出しながらやっていこうという話をしております。その中で砂防ダムの活用ということも向こうも言われていましたので、今後そこも視野に入れて考えていきたいとは思っております。

◎**弘田委員長** ほかにありませんか。

(な し)

◎**弘田委員長** 質疑を終わります。

次に、太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの策定について、新エネルギー推進課の説明を求めます。

◎**山下新エネルギー推進課長** 引き続き資料のほうの3ページのほうをごらんください。

ガイドラインの案の本体も添付してはおりますが、この3ページからのA4横の資料で内容の御説明をさせていただきたいと思っております。

背景としまして、固定価格買取制度の開始以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が全国的にも、県内においても進んでいるという、急激に増加しているという状況がございます。固定価格買取制度による設備認定を受けている設備のうち未稼働のものもまだまだ多く残っておりまして、今後もさらなる設置が見込まれるという状況にあります。

下のほうにグラフを示しておりますが、まず左のグラフのほうは太陽光発電施設の設備認定の件数を青色のグラフ、それから既にもう導入された件数は赤色のグラフで示しておりますが、この差が今後の導入が見込まれる件数と推測されます。

それから、右のグラフはその設備認定の容量の差ですが、これは件数に比べて非常に乖

離が大きくなってしまして、容量の乖離が大きいということは何をあらわしているかとい
いますと、これから導入される中にまだまだ大容量の太陽光発電があるということを示し
ているかと思います。

次に、4ページのほうをごらんください。

こういう状況の中、太陽光発電の導入が進む中で、施設の設置運営そのものに関する規
制等がないため、全国的に事業者と地域住民との間でトラブルも発生しておりまして、本
県においても問題点のあるケースが生じております。下のほうのグラフでは県内の34市町
村と、それから47都道府県で聞いたアンケートでございますが、現在34市町村においては
事前説明はないんだとか、排水への心配があるんだとか、あるいは景観にも影響があるんじ
ゃないかといった懸念が上がっておって、同様な声も47都道府県に聞いたときも同じよう
なことが上がっているという状況がございます。こういういろんなトラブルがもう既に起
きている状況ということがございます。

次に、5ページのほうをごらんください。

こうした背景を考えた中で、今回ガイドライン案を、今現在お示しをしております。策
定の目的としましては、太陽光発電事業者に対しまして法令等の規制がない場合でも遵守
していただきたい事項を例示しまして、事業者の自主的な取り組みを求めることによって
太陽光発電事業が地域と調和した事業となることを目的としております。

それから、ガイドラインの対象ですが、県内での事例等を考慮しまして出力50キロワッ
ト以上の事業用太陽光発電施設を対象とすることを考えております。一般家庭で使用され
るものは、大体5キロワット未満で、一般家庭の十数軒分の程度の規模とお考えいただけ
ればと思います。

下のほうにグラフをちょっと表示しておりますが、このうちの黄色の部分をごらんいた
だければと思います。今現在、設備認定を受けている中で未稼働の件数をあらわしたもの
で、それで設備容量ごとの件数を示しております。その黄色のすぐ下に、うち市町村に相
談があったものというのが本県の市町村に相談があったものということで、うちがアンケ
ートした数字を載せておりますが、この件数が500キロワット以上、1,000キロワット未満
で2件と、それから大きいものに対して相談があったということで、基本的には500キロ
ワット以上で現時点ではいろんな相談があっているようですが、1つ下のランクの50キロ
ワット以上からガイドラインの対象とすることを考えております。件数で言えば43プラス
15プラス47プラス11で110件余りになるかと思うんですが、今の設備認定の状況から、こ
うした件数のものを対象としてガイドラインの適用を図っていきたいと考えております。

それから、原則ガイドライン策定後に工事に着手する事業所を対象とすると、ガイドラ
インをつくった後に工事に着手する事業者がこのガイドラインを守っていただきたいとは
考えてはおりますが、既に工事に着手している場合や発電をさせている場合も可能な限り

この趣旨に沿った対応はお願いしたいと思っております。

次に、6 ページのほうをごらんください。

これはガイドライン案の概要という形になります。事業者の遵守事項としまして、市町村への事業内容の事前届け出だとか地域への事前説明、それから地域との合意形成というものを流れとして示しております。

下のほうのフローのほうをごらんいただければと思うんですが、事業者としては工事着手までに市町村への事業内容の事前届け出をしていただいて、地域への事業内容の事前説明、それから地域での施設の施工、維持管理、廃棄等に関する合意形成を行ってくださいということをガイドラインの中で示しております。それを行った上で工事に着手されて適切な施工、維持管理、廃棄なんかをしっかりとってくださいということを事業者のほうに求めています。

それから、市町村及び県の主な役割としましては、市町村のほうは事業者からの相談への対応だとか事業概要書の受理、それから事業者が地域に行う事業内容の説明方法等の相談対応なんかは、市町村のほうに役割を担っていただくという形になります。県としましては事業者及び実施市町村等に対する本ガイドラインの周知を行うとともに、事業者や市町村からの求めに応じた助言等を行うことを想定しております。本委員会でも意見を踏まえて、今後、議会後に正式にガイドラインの案をとって決定して運用をしていきたいと今現在考えております。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 何点か質問させていただきたいと思えます。

一番注視しなければならないことは、この数字にもありますけれども、2メガ以上の事業体がまだ一つも稼働してないことだと思います。2メガ以上になると非常に大型な事業規模になりますので、その辺においては注視をしなければならない事柄だと思います。一応課長のほうからいろいろ話を聞かせていただきましたけれども、実はこういうガイドラインにしっかり向き合うような事業者だったら、私はまず問題は多分ないのではないかと思います。今問題になってトラブルになっているのは、例えば住民との合意形成を得ないで事業着手をしたとか、例えば行政側のほうに全く話をしないで突然森林がばさばさばと切られていったとか、そういうことがあっていろんな業者に対する不信感がかなり募った段階でのねじれがあるということが1つです。

そういうことに対して主となる例えばSPCをつくるのかどうなのか、事業体をどうやってつくるのかはまた別にして、親会社、この2メガ以上になってくるとかなりの大規模ですので、資本金のある会社が多分バックボーンにいると思うんです。その会社が直接入ってきてやるんだったらまず問題は余りないと思っています。ただ、そこに介入をするさ

さまざまな利益を目的とした事業者がおるわけです。例えば用地を持っている、貸し付けるその不動産会社とか、そういう方々が地域と色々な不当な約束をしたり、いろんなことをされて問題になっているのが現状で、それがどういう形でこのガイドラインの中に反映されるのか、ちょっとお聞きをしたい。

◎山下新エネルギー推進課長 大変厳しい御指摘ではございますが、まずガイドラインについては強制力はないということで、自主的な取り組みを定めたものにはなっておりますが、定めることによりまして一定の抑止力は確実に働いてくるだろうとは考えております。今まで何もなかったので言えることもなかったんですが、うちはこういうガイドラインを策定したので遵守してくださいと言っていけるという意味では、抑止力にはなるのではと、まず1つ考えておりますので、法律等がないのは非常に厳しい状況でございますので、現在全国的な問題にもなっております。全国知事会などにも既に制度の創設なんか、去年うちも一緒になって求めておりますので、引き続き国に対してもそういうことは求めてまいりたいと思っております。

◎橋本委員 このガイドラインが果たす役割はかなり大きいだろうと思っていまして、期待もしている一人なんですけれども、ただやっぱりこれを稼働させるためには、例えばどういう事業者が主体になるのかちょっとわかりませんが、そことしっかりこのことを確認し合う、親会社がおって、結局は目的事業会社をつくって、SPCをつくって、それで稼働させるということが大体形なんですけれども、ただ基本となる親会社のほうとやっぱりこのことに対して向き合っていたきたいと思っていまして、きょうも新聞の中に載っていますけれども、設備認定そのものを要はとった事業者が今まで名前の開示ができなかったのが、今からはできるようになるという法整備がなされていたようなので、その辺も含めてきちっとそういうSPCの主体となる事業者に対して発信をしていただく、そういう仕組みを何とか仕掛けてもらえればありがたいなと思っております。例えば、清水の例をとりますと、一つのオーシャン四国という会社があって、子会社の子会社の子会社みたいなところだと思うんですけど、そこがやっている、でもJFEという日本鋼管が主体になったディベロッパーがやりたいという話になっているわけです。そこは全く話ができてないわけですね。だから、そういうことも含めてそういう主体となるところとやっぱりこういうガイドラインについての徹底をしていただくようお願いをしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎山下新エネルギー推進課長 県の役割についてガイドラインで周知をすることはございますので、まず四国電力、それから経済産業局、四国のほうともしっかり協力をとりながら周知徹底を図ると、言われるように悪質な事業者が出てくる可能性もありますけれども、それはやはりガイドラインをしっかりつくったことで充実していただきたいと県としても言っていきたいと思っております。

◎橋本委員 このガイドラインの中で多分うたわれるんだらうなと思っているのが、実はモジュールの処理です。もう御承知のとおりモジュールというのは基本的には法定年数が17年で、大体20年から30年もつだらうと、ただF I Tの仕組みの中で、例えば契約をしているのは20年じゃないですか、50キロワット以上が、20年余ったら多分事業が撤退という考え方はあると思うんですよ。そのモジュールの処理、モジュールに限らずP Cだとか、いろんなものがあるんですが、それに対するガイドラインをどこでどう設定をするのか、ちょっとお示しをいただければと思うんですが。

◎山下新エネルギー推進課長 将来の廃棄という意味で言われているかと思うんですが、今回のガイドラインで細かい設定までされてないんですが、まずは将来の廃棄についての合意形成をしっかりとっておくと、地域と、場合によっては地域が書面で求めたら、それになるだけ応じてくださいという形にしていますので、そこはしっかり合意形成をとっていただくということで担保していければと、今現在では考えております。今後、具体的にいろいろ進めていく中で助言を求められることもあるかと思っておりますので、それは他県なんかの事例も参考にしながら、うちのほうも市町村や事業者にも助言をしていきたいと考えております。

◎橋本委員 多分、先ほど説明いただいた高知県の新エネルギービジョンに基づいて、その仕組みの一環としてこのガイドラインもセッティングされていると思っているんです。ここだけではなくて、例えば環境対策のほうとも非常にリンクすることなんですけれども、基本的にはモジュールとか、例えばP Cが結局は産業廃棄物を使わなければ、処理をしなければならないですね。そういうことに対して必ず想定されることです、現実問題として。もう多分10キロワット以下の家庭用のF I Tの仕組みの中でやっているところは、もうほとんどそれに近づいてきているんで、どんどんそういうものがやっぱり出てくる。ちょっときょうネットで調べていたら、長野県のほうで1つは3 R、リデュース、リユース、リサイクルのこの3つをやるという業者もあらわれてきているので、できればそういう形の中でしっかり3 Rができるモジュール、そういう仕組みがもし高知県とか四国の中でみんなが連携してできるような形を整えていただければ非常にありがたいと思っていますところですが、いかがでしょうか。

◎山下新エネルギー推進課長 モジュール等が3 Rということで今後どういう形で動いていくかまだわからないんですけど、これから中古パネルなんかも出てくるということを経営者の方からも聞いていますので、それとあわせてうまく民間で回れば一番いいかとは思いますが、そういう御指摘の点も頭の中に入れて上で今後ガイドラインを進めていきたいと思っております。

◎武石委員 我々も今年度、この委員会で県内のメガソーラー発電の現場を回って住民の方の話も聞きました、事業者の話も聞きました。住民に迷惑をかけないように、あるいは

不安を与えないようにしっかりと地元で根差して運営している企業もあることもわかりましたが、どうもそうじゃない企業も存在すると思います。意外やったのは、設置をした業者と運営の業者が違う、つまり設置された、建設が済んだらそれを運営する会社が転売するケースがあることにも気がつきました。そういうことからすると、このタイトルですね。太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインとなっていますけれど、やっぱり設置だけじゃなくて運営ということもこれは同時にしっかりと担保してもらわないかんと思うんです。内容を見たら設置、運営と両方併記していますが、けれどこのタイトルは印象がすごく変わってくるので、設置・運営等に関するガイドラインと、運営もしっかりここに織り込んでいただきたいと思いますが、その見解は求めませんが、検討していただけるのであればぜひ、設置だけじゃないと、運営も重要だということをお願いしたいと思います。

それから、設置工事の構造的な問題でちょっと気になったりするのですが、私も測量設計コンサル業者なんかと現地も歩いて、1つ例に挙げてみたことがあるんですけど、盛り土ののり面、土羽の勾配はやっぱり専門家から見るとこの高さでこの状況やったら2割ぐらいの安定勾配で施工をすべきなのが1割5分で仕上げられているとか、採算面が気になるのか、そういうところでちょっと心配な面も見受けられますし、想定して土砂崩れがあったらどうするとかと言い出したら切りがないですけども、そこで生活している住民の方には常に心配はありますので、設置会社、運営会社の名前も表記しなさい、連絡先も表記しなさいと書いていただいているので、これも大きな前進ですけども、実は連絡しても誰も電話にも出ないとか、そんなことになってはいかんし、大きな前進ということで評価はするんですよ。するけれど、これだけじゃというところもあるんで、それはまたこれから我々も考えますけれど、やっぱり行政がもうちょっと前に出てくれて、先ほど申し上げた連絡先に電話しても誰も出ん、台風も来てえらい集中豪雨がありそうな、これは心配やよというときに、やっぱり県なり市町村が土木事務所もありますが、何らかの対策を講じてもらえんもんかなと、災害を未然に防ぐ、もうあんたら逃げないかんよと、土砂崩れが起こるかもわからんとか、専門家の目を見て住民に避難を勧告するとか、そんなところもありますからね、鉄道沿いに土羽があって、その脇には民家があるというのも実際あるわけですから、そんなところを誰がしっかりと責任持つという、ガイドラインだけでは難しいんですけど、そのあたりもこれからまたちょっと考えていただきたいと思うんですけど、いろいろ言いましたが、それに対する御所見をお聞きしたいと思います。

◎山下新エネルギー推進課長 今回このガイドラインをつくることで、まず手続をしっかりと定めた、窓口を決めたということで、まず初期の第一歩が決まったものと考えております。なかなか事業者と利害関係者との間で行政が入ってくるとどこまでいけるのか問題はありますが、運用していく中で、まず工事着手までに合意形成がどこまでとれるかという

のは一番重要かと思えます。合意形成をとってくださいとガイドラインのほうでは示しておりますけれど、ここをしっかりと市町村も、場合によってはうちもアドバイスを求められたら入って、しっかりと合意形成をとれるよう、助言をしながらまずは運用の中でやっていると、言われるような技術的なことなんかも真摯に対応している事業者の方もいらっしゃいますので、そういう方のアドバイスなんかも聞きながら、うちのほうもアドバイスをしていくような形をやりながら、まずは走り出す形をとっていきたいと思っております。

◎米田委員 住民の方が一番最初に頼ってくるのは市町村ですが、市町村は法的な問題は大体こういうことで、そこからがトラブルが広がるなりするんで、市町村の役割も書いてくれていますけれど、実態的にガイドラインが効力を発すれば、それまでに市町村と十分協議をしていただいて、住民の方が来たときには、きちっと対応も含めて十分住民の皆さんの相談に乗る、大変ですけれど、市町村もいろいろあって、職員の不足もありますけれど、ぜひそこは第一線で頑張ってくれている市町村の役割を果たせるようにぜひ援助、支援していただきたいと思えます。

◎山下新エネルギー推進課長 今回このガイドラインの案をつくる上で、7ページにも現在未稼働の市町村ごとの件数が載っていますけれど、こういう資料も示しながらどこまで対象にするかを市町村に事前説明と意見を聞いております。おおむねできると今回お答えをいただいたんで、それならこういう対象にしましょうということで事業者の方もお話は一定聞いておって、こういう形でやっていきたいと思いますし、今現在案を示しておりますし、案をとった後も事業者、市町村にも改めて説明していきたくと思えます。

◎武石委員 どうしても気になるので確認ですけれど、先ほど私が例に挙げた盛り土の土羽の勾配をじゃあ誰が決めるのか、決めるに当たっての客観的な評価を誰が下すというのがないんですよ、今、さっきも申し上げた例で言うと、測量設計の技術が言うには、この高さであれば設計する場合は2割の勾配でやります。それから、途中で小段を入れますということです。それでかなりな雨が降っても土砂崩れ、恐らく崩壊はないだろうと思うんですね。だから、そういう技術的な解析を誰が口挟んでいけるのかが今ないんで、住民の不安は拭えないというのはありますので、そこも1つ課題としてどうやったら解決できるのかぜひ考えてください。答弁はいいです。

◎橋本委員 ちょっと確認をしときたいんです。実は、11業者がまだ2メガ以上もそういう整備計画を持って事業に向かっているということで、2メガというのは先ほど言ったように大規模なソーラー事業だと思います。そうすると、やっぱり森林等の切り開きはあると思うんです。ここでガイドラインと林地開発の許可を持っている部署との連動性、例えばガイドラインにきちっと向き合わない業者がいたとして、林地開発の許可を求めてきたということになればどうするのか、その辺を1回お聞きしたいと思っております、いかがですか。

◎大野林業振興・環境部長 森林法に基づきます林地開発については当部が所管してございますし、ガイドラインも当部が所管しているということで、林地開発に係る事案、つまり2メガ程度になりますと恐らく1ヘクタールを超える林地開発事案になります。そうなりますと、基本的には地元市町村の意向を確認していただくというのが法上もありますし、ただ、それは強制力を持つということでは現行法上ないです。それから、設備が例えば50年確率の雨量に対して十分安定したものであるとか、先ほど御指摘ののり面勾配等についても細かく規定をされておりますし、施設全体、現在は太陽光に関する直接の指示はありませんので、工場等をつくった場合と同じような形でどれだけ残置森林を残しなさいとか、細かく規定をされておりますので、その分に関しては当部で責任を持って所管し、引き続き指導をしていくことになってございます。

◎金岡委員 私の経験からのお願いですが、環境基本条例、環境保護条例というのを作りました。そのときに罰則規定等を設けたかったんですが、なかなか県の条例との整合性があるので、要するに上級官庁の条例が優先しますから、県の条例の罰則規定にすれば、それを超えることができないこともありますので、はっきり申し上げてしっかりしたものをつくってやらないと末端の町村は困ります、ということでお願いしたいと思います。ガイドラインも似たような話になりますので。

◎弘田委員長 そういうことで、お願いします。

質疑を終わります。

次に、第4期高知県廃棄物処理計画について、環境対策課の説明を求めます。

◎川上環境対策課長 環境対策課でございます。

まず初めに、第4期の高知県廃棄物処理計画案につきまして御報告させていただきたいと思っております。

報告事項の赤いインデックスの環境対策課というのをごらんいただければと思っております。

資料としましては、計画の概要版、これA4、1枚と、それと計画書案、本体をつけてございます。説明のほうは概要版を用いてやりたいと思っております。

まず、目的にも書いてございますけれど、この廃棄物処理法といいますのは、廃棄物処理計画につきましては廃棄物処理法の規定に基づきまして5年に1回見直しを行っております。今回は4期目の見直しということになりまして、この計画につきましては環境審議会の審議事項という取り扱いになっております。昨年2月、環境審議会のほうに諮問を行いまして、以来生活環境部会のほうで審議を行ってきたものでございます。その間、市町村の意見でありますとかパブリックコメント、そういったものをいただきながら作成したもので、去る2月4日に答申を受けたものでございます。

まず、計画の目的でございます。書いてありますように、廃棄物を取り巻く情勢の変化に対応して循環型社会の形成を推進していくと、それとあわせて国の示す基本方針に即し

て廃棄物の減量、リサイクル、さらには適正処理の推進、そういったものについての本県の基本的な方策を示すものでございます。計画期間は平成28年度から32年度までの5年間ということになります。

次に、計画の構成ですけれど、本編全体で6章から構成をされております。1番から6番まで書いてございます。計画の目標の達成状況、課題でありますとか、今後の排出量の見込みと計画目標、それを実現するための方針と内容、そういったものを中心に6章で構成されております。

その下の次に平成32年度を目指した減量化の目標と主な施策についてですけれど、まず廃棄物の減量化の目標です。3つ上のところに書いてございますけれど、一般廃棄物と産業廃棄物に区分をしています。一般廃棄物のほうでは、縦軸のほうで4つの項目を、それから産業廃棄物のほうでは3つの項目、そういったものに対しての減量化の目標を設定しておる、こういう状況でございます。

右の端に参考としまして、一応国の減量化目標、参考としてつけてございます。それぞれ基準年がありまして、一般廃棄物につきましては平成24年度を基準年としております。ただ、産業廃棄物につきましては年次ごとの実態というものがございませんので、直近の平成26年度に行いました実態調査、それをベースに基準年としてございます。

まず、一般廃棄物でございますけれど、1項目の排出量ですけれど、現計画の目標を達成する見込みということで、今回も国の目標に準じた約12%削減を目指していくということにしております。

次に、再生利用量につきましては、少し下回るところがありますので、25%の増加として引き続きの再資源化に努めていくことにしております。

次に、最終処分量につきましては、埋立地の残余容量のことも考慮し、しかも再資源化や減量化に努めるということで25%削減を目指しているということにしております。

最後に、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量、これ今回から新たに加わった項目なんですけれど、国の削減目標の比率も8%削減ですけれど、それに準じた形で県では1人1日当たり537グラムの削減ということにしております。

次に、産業廃棄物のほうでございます。排出量につきましては、現計画の目標を達成するというふうな状況もありますけれど、一定排出量といいますのは産業活動にも左右される部分がございます。産業振興につきましては、官民挙げて取り組んでおりますので、こうした取り組みも考慮して産業廃棄物の排出量は一定増加することも考えられる、したがって減量ということではなくて、少しでも増加の抑制を目指すというところで増加を1%に抑制、という目標設定とさせていただきます。

次に、再生利用量につきましては、事業者からの排出量というのは増加すると見込んでおりますけれど、再資源化に占める割合の建設業、そういったものが近年少し弱くなって

おるといふところも見受けられます。そういった意味で再生利用も減少していく予測にはなるんですけど、ただ、全国と比べて高知県は再生利用率はちょっと高目というところで、県内における再生利用を後退させない、そういった思いで平成26年度の水準65%、これを維持することを目指すこととなります。

それから、最後の最終処分量につきましては、国の目標を本県の基準年度でございます平成26年度の数値に換算しまして、8%削減を目指して取り組んでいくことにしております。

最後になりますけれども、4つ目の主要な施策についてでございます。廃棄物の減量、それからリサイクルの推進に係る県の施策として、それぞれ基本方針を定めて具体的な施策を書いてございます。これは主な6つの基本方針に対する抽出した内容になっておりまして、その主なものとしましては、右の循環利用の推進というところで小型家電リサイクル制度の市町村への周知とか、回収体制を構築していく、さらには資源の循環利用を促進するというところでサーマルリサイクル施設、熱回収施設の整備に向けた情報提供とか技術的助言、さらには今回国の基本方針でも新たに加わったんですけど、災害廃棄物対応ということで、非常時といえども循環型社会の形成を念頭に可能な限り資源の循環利用を促進する必要があるというところがございますので、災害廃棄物処理計画も含めた市町村における体制の構築、そういったものを軸として取り組んでいくとしてございます。

その他、さまざまな施策につきまして市町村、事業者、県民、そういった関係者が連携しまして廃棄物の減量化、資源の循環利用が一層推進されていきますよう普及啓発、技術的助言など可能な限りの支援に努めて計画の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

簡単ではございますけれども、第4期の廃棄物処理計画の概要について御報告をさせていただきました。よろしく申し上げます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎高橋委員 一般廃棄物の中の国の目標は1人当たり500グラム、本県の場合537グラムです。537グラムがどれだけの量なのか、我々わかりにくいところですが、全国レベルからいうと非常に、特に高知市なんかは1人当たりの一般の排出量が多いように思ったんですが、県のほうでそれぞれ都道府県の1人当たりの排出量の順位があると思うんですが、県の把握している高知県の1人当たりの排出量、大体全国レベルでどれぐらいのところにいるのか、資料があれば。

◎川上環境対策課長 手元にちょっとその資料がございませんので、また後で提供させていただきます。

◎高橋委員 目標があつて、国の目標が500グラムであればやっぱり目標を高く掲げていくことが大事じゃなからうかと思ひます。その辺も含めてもう少し精査をしていただけた

ら、焼却すればお金もかかるし、最終処分場に持っていけば持っていくほど費用がかかるわけで、県がその辺をしっかりリーダーシップをとって、削減に向けて方針を決めていくことが非常にいい課題だと思って、ぜひそのようにしてほしいと思います。

◎大野林業振興・環境部長 ちょっと補足をさせていただきます。今の御指摘に関しましては、実はこの審議会の部会のほうでもちょっと議論がございました。国が500グラムに対して高知県537グラムで、率的にはいいんだけど、量的に上回る、これでいいのかという実際議論がございました。さっき御質問の何位ぐらいというのはちょっと承知してないんですが、どうも水を含んでいる、これは重さではかりますので、結構その辺が多いようなお話も聞いたところでございます。そんな事情もございまして、もともとがちょっと全国的にも高いような状況ということでお聞きしております。

◎弘田委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

(な し)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

次に、安芸市矢ノ丸の土壌から検出されたヒ素の対応について、環境対策課の説明を求めます。

◎川上環境対策課長 それでは、きょう新たな追加させていただいております安芸市矢ノ丸の土壌から検出されたヒ素の対応につきまして御説明をさせていただきます。

お手元にA4で3枚になっているかと思えます。内容と最後に位置図がセットになっているかと思えます。

まず、事案の概要でございます。本年の2月、安芸市江ノ川上公園敷地内の都市計画道路安芸中央インター線橋梁下部工事の現場から、土壌溶出量基準を超えるヒ素が検出されたとの報告が安芸土木事務所からありました。具体的には、平成28年2月3日、橋台工事に伴い発生しました基礎ぐい掘削土について、産業廃棄物としての処分方法を確認するために成分の分析を行いましたところ、土壌溶出量基準0.01ミリグラムパーリットルに対して約3.7倍ヒ素が検出されたということでございます。また、平成28年2月9日、同じ橋台工事なんですけれど、橋台工事に伴い、掘削した土砂、表層面から2メートルから3メートルほどの掘削した混合土砂からも、土壌溶出量基準0.01ミリグラムパーリットル以下の基準に対して1.5倍のヒ素が検出されたというものでございます。

それで、検出が認められた土地ですけれど、お手元の3枚目の位置図をごらんいただければと思います。上が北になってございまして、安芸市矢ノ丸というところで実はこの工事、安芸中央インター線、南国安芸道路のアクセス道、国道からの高速へのアクセスを意識して整備をされておるところで、三角形の中の赤く塗っている部分が今回出た工事地と、その両サイドにある部分が公園です。元岩崎弥太郎の銅像があって、今は生家のほうに移っておる、もともと弥太郎の銅像があった、その公園でございます。

次に、資料に戻っていきまして、3番目ですけれど、検出以降の取り組みですが、2月3日に最初の検出があったという報告を受けた後、土壌からの有害物質が基準値以上に検出されたことが初めてのケースということもありまして、その対応については対象の法令でありますと、地域への影響など考えますと慎重で正確な事実関係の把握が必要と考えました。こうしたことから公園、上水道、用水路を管理する安芸市、工事を実施する安芸土木、飲料水を所管する食品衛生課、さらには検査を行う環境研究センター、福祉保健所等関係する機関と今後の対応策等、随時検討してまいりました。

また、先ほどお話ししましたように、土壌中から有害物質の検出が初めてのケースということもありましたことから、土壌中における物質がどのように動くのかに関しまして専門家の意見も聞く必要があるということで、地下水調査の考え方でありますとか、土壌の調査範囲とその方法などにつきまして学識経験者の専門的、かつ技術的な助言もいただきながら検討もしてきたものでございます。今回の事案は、土壌の汚染に関する事例で、対応としては難しい面がありますが、学識経験者のほうからは、まずは生活を営む上で欠かすことができない水への影響といったものを確認することが大切であると、あわせて、地下水の井戸も考えた調査を行う必要があります、その範囲についてもアドバイスもいただきました。昨日江ノ川上公園を中心に半径300メートル以内にある井戸17カ所を対象に、採水できました10カ所の検査の結果が出ましたことから、取り急ぎ本日の委員会で報告をさせていただくとともに、この後報道各社等にも説明を行う予定としております。

現在の対応状況ですけれど、3月9日には江ノ川上公園のすぐ横に安芸市が管理しています上水道の第3水源地がございます。この位置図で公園の西側になりますけれど、ブルーの点で書いていますけれど、これが水源地です。安芸市が管理しております。水質検査を実施しまして、翌日の3月10日から土木事務所と、安芸市のほうで公園の立ち入りも規制しております。また、水源地の水質の検査と先ほどお話しさせていただきました半径300メートル以内にある井戸17カ所の中で、採水することができた10カ所の水質検査を行いました結果、井戸全てでヒ素は水質基準を大きく下回る数値であるという結果が出ております。ということで、ヒ素による健康被害のおそれはないことが確認できております。この結果につきましては、安全・安心を第1に、直ちにサンプルを提供していただいた方に提供することが大切と考えておりますので、本日、安芸市のほうにもその結果については送付もしまして、安芸市のほうで協力者といいますか、サンプル提供者に対しまして結果をお伝えしていただくことになっております。

次に、今後の対応ですけれど、今回のヒ素の検出が工事の事業地という限定的なこともありますことから、今後、ここだけでとどまる限定的なものなのか、汚染の広がりの有無を把握する必要もあると考えております。そうしたことで、環境影響調査として公園の土壌の調査、それからさらには公園から半径300メートル以内で10日には採水ができなかつ

た井戸も残っています。そういった井戸を漏れなく検査をやらなければいけないと考えております。また、さらに今回は、基準値は以下なんですけれど、今後の一定の期間のモニタリングといいますか、そういったものも一定必要かなと考えております。そうしたことで飲用井戸の水質調査、それから事業用井戸の水質検査、土壌調査、こういったものやっていくと考えております。

また、こうした検査、調査を実施した上で、仮に汚染の広がりも確認され、健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、土壌汚染対策法に基づく対応として、これは区域の指定といった法に基づく措置も、検討することにもなっただろうと思います。それはあくまで汚染の広がり、健康被害が生ずるおそれ、そういったことが認められる場合に限った状況です。

最後になりますけれど、2ページ目の6番目ですけれど、こういった住民の方が非常に不安に思われる部分もあろうかと思っておりますので、そういった相談とか不安の声に対して適切に対応していくというところで、書いてありますような窓口になって、住民の不安がないように適切に対応していきたいと考えております。必要な調査を早急に行い、住民が安心できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上で御報告させていただきました。よろしく申し上げます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎武石委員 健康被害が発生しないように十分、留意していただいていると思うんですけど、万一、そういったケースが起こった場合への対応、何か薬剤を準備するとか、医療機関との連携とか、そういう具体的な動き、対策はされているんですか。

◎川上環境対策課長 一番はやっぱり健康被害やと思いますので、そういったときには福祉保健所といったところが、一体的には感染症とかいろいろ対応を担っていただいておりますので、そういったところとも情報も共有しながらやっていきたいと思っております。

◎武石委員 それはやってもらわんといかんですね。それはやってくれると思うんで、しっかりお願いしたいと思うんです。これから原因究明と、それから今後の対策と、こうなると思うんですけど、そもそもなぜ、ここでヒ素が発見をされたのか、これからの調査によるんでしょうけれども、その辺何か情報とかお持ちですか。

◎川上環境対策課長 基本的に、ヒ素は自然界にもよく存在するものなんですけれど、それは多分基準からいうと全然問題のない数値やと思います。何が原因でということですが、それは今後、調べていくことになると思うんですけど、もともと公園ですけれど、公園の履歴からすると、製材所がございまして、防腐処理剤を使っていた施設があったという事実はございまして、ただ、それが原因かどうかはわかりません。ただ、そういう事実があることはそのとおりです。

◎橋本委員 もとは公園だったということで、たくさんの方がこの場所を使っていたと思

うんです。ただ、武石委員からの話があったように、健康被害が一番大きな問題になりますので、例えば今現在、云々ではなくて、過去にこういうヒ素が原因でちょっと病気になったとか、例えばぐあいが悪くなったとかという遡及さすのかどうなのか、その辺はどうでしょうか。

◎川上環境対策課長 この公園は昭和60年から供用開始されています。これまで約30年使われてきております。これは安芸市のほうから聞いたんですけど、そういった健康被害の訴えとか、話は特に住民から出てきてなかった、しかも先ほど言いましたように、この公園のすぐ横に水源地があります、上水道の取水池が。そこについては上水道としての飲用に適するかどうかの検査は定期的にやっております。ヒ素の検査についてもこれは年1回、定期検査としてやっています。そこでは全然検出もされてない、なおかつ、今回こういうことがありましたので、3月9日に改めて特別に検査をして、その結果は特に問題なかったという状況でございます。

◎橋本委員 多分、これがマスメディアに報道されると、そこがクローズアップされてきて、今までそういう報告がなかったとしても、いやこうだったんだみたいな話があったときの対応なんですけど、その辺の対応についての御答弁いただけたら。

◎大野林業振興・環境部長 先ほど申しましたように、まずは、一義的に地域にあります保健福祉センターのほうで健康相談に当たっていきます。事案によってそれ以上の対応が必要な場合には適切に対応していくことになろうかと思えます。それは安芸市や保健所とともにそういう体制をとってまいります。

◎橋本委員 ぜひともよろしくをお願いします。

◎米田委員 この水源地はいつできちゅうんですかね。

◎川上環境対策課長 ちょっと調べまして。

◎米田委員 それで、住民の皆さん、今、その公園、立入禁止になっちゅうわけですし、きちっとこちら側から早目早目にやっぱり市と一緒になって状況もお知らせもし、するということは何より今大事だと思います。

それで、30年前被害を聞かなかったと、それはそういう言い方をしたらいかんわね。森永ヒ素ミルク中毒でもそうですけれど、蓄積されてヒ素は中毒の症状が一番出るわけですよ。ですから、私は例えば住民の皆さんにもきちっと説明もして、例えば希望者の方が検診を受けるとかということも含めてですよ、やっぱり、住民の安心・安全、健康第一に対策をまず優先してやっていただきたいと思うのと、ちょっと素人ですきょうわからん。2カ所か何か出てきて、以前にそういう業者が、昭和60年よね、だから長いことやれば蓄積しちゅう可能性あるわけです、その土壤に。だから、そこら辺もやっぱり安心するために除去も含めて、抜本的な検討をせんといかんと思えます。

◎川上環境対策課長 今、出ているのは2カ所のポイントからしか出てない、最初、先ほ

ど御説明いたしましたように、それが今のところは限定的なもの、それが広がりがあるものなのかどうか、これは今後、土壌調査といいますか検査、それも含めて今後対応してまいります。それもできるだけ速やかな形でやっていきたいと思っております。

◎**金岡委員** その掘削した、汚染された土は今どのような状況になっておって、どういうされるつもりですか。

◎**大野林業振興・環境部長** 掘削した汚泥については現地でブルーシートをかけて保管しております。汚染の状況に応じて、県内処理できませんので、恐らく県外の処理する施設へ搬入することになるかと思えます。

◎**弘田委員長** ほかに。

(なし)

◎**弘田委員長** そしたら、私から。6の問い合わせ先とあるんですけど、事が事ですからワンストップというわけにはいかんと思えます。ただ、問い合わせはいろんな形で入ってきますので、スムーズに例えば飲料用水であったらそっちの担当へ行くとか、そういった体制を所管課の中できちんと、とっていただきたいということです。これは要望です。

◎**大野林業振興・環境部長** 総合窓口として環境対策課を置くことにしておりますので、この後、記者の皆さん方には、とりあえず何かあれば、環境対策課のほうに御連絡をいただけるよう御報道を願いたいと。なお、この土日についてはニュースもされることでありましょうから、職員を配置して対応することとしておりますので。

◎**弘田委員長** よろしく願いいたします。

質疑を終わります。

以上で林業振興・環境部を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については月曜日に行いたいと思えますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎**米田委員** 委員長、異議ないんですが、16日は、最後の日は午前にするか午後にするか決めちよって。

◎**弘田委員長** 以後の日程については14日月曜日の午前10時から行いたいと思えますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれにて終了いたします。

(16時20分閉会)